

8B-1 no. 27

年少労働一般資料第26集

年少労働の現状

—1967年—



労働省婦人少年局

ま え が き

昭和41年は、景気後退の影響等により、新規学卒者の求人難は若干緩和をみたが、依然として若年労働者の不足基調はつづき、中卒者の絶対数の減少、進学卒の上昇等から、新規学卒労働力の中に占める高卒者の比率はひきつづき増大した。

また、賃金の上昇は、前年にくらべ鈍化をみたが、労働時間その他の労働条件については改善がみられ、年少労働者の福祉に関する諸種の対策もすすんでいる。

一方、若年労働力の売手市場化等にとまなう安易な離転職、非行少年のなかにしめる勤労少年の割合の漸増、勤労少年の都市集中に伴なう諸問題など、年少労働者をめぐる問題はますます多様化してきた。

以下、労働省および関係諸機関の各種資料にもとづいて、20才未満の年少労働者に関する昭和41年の状況を取りまとめたので、関係各位の御参考に供するものである。

昭和42年11月

労働省婦人少年局長

高 橋 展 子

目 次

1. 概 要	8
(1) 年少労働の概要	8
(2) 青少年行政の組織整備	11
2. 年少労働者の現状	12
(1) 年少労働力人口と就業者	12
(2) 雇用されて働く年少者	14
(3) 寄宿労働者と住込労働者	16
イ 寄宿労働者	16
ロ 住込労働者	16
3. 新規学卒者の就職とその職場適応	19
(1) 概 要	19
(2) 学卒者の就職状況	20
イ 中学校卒業者	20
(イ) 卒業者の進路	20
(ロ) 職業紹介状況	23
(ハ) 産業別求人・就職状況	24
(ニ) 規模別就職状況	25
(ホ) 地域別求人・就職状況	26
ロ 高等学校卒業者	27
(イ) 卒業者の進路	27
(ロ) 職業紹介状況	30
(ハ) 産業別求人・就職状況	31
(ニ) 規模別就職状況	31
(ホ) 地域別求人・就職状況	32

(3) 新規学卒労働力の展望	33
(4) 離転職者と職場への適応	37
イ 離職状況	37
(イ) 離職理由	40
(ロ) 離職と労働条件	40
ロ 職場適応状況	42
4. 職業訓練	44
(1) 若年技能労働力不足の現状	44
(2) 職業訓練	44
イ 公共職業訓練	44
ロ 事業内職業訓練	46
(イ) 実施事業所の状況	47
(ロ) 訓練生の状況	48
ハ 年少訓練生と学校教育	49
5. 労働条件	52
(1) 賃 金	52
イ 初任給	52
(イ) 中卒者の初任給	52
(ロ) 高卒者の初任給	54
(ハ) 新規学卒者初任給の動向	56
ロ 賃 金	58
ハ 最低賃金決定状況	61
(2) 労働時間・休日	61
イ 労働時間の短縮	62
ロ 一せいで休体制の実施状況	64
ハ 一せいで閉店制の実施状況	64
(3) 労働保護法規違反状況	66

(4) 労働災害	67
6. 年少労働者の福祉	69
(1) 年少労働者福祉員の活動	69
(2) 余暇利用施設	70
イ 勤労青少年ホーム	72
ロ その他の余暇利用施設	73
(3) 産業カウンセリング制度の普及	74
(4) 働く年少者の保護運動	77
(5) その他	77
7. 勤労少年の非行	79
(1) 勤労少年の犯罪	79
(2) 勤労少年の家出	84
イ 家出少年の概要	84
ロ 家出少年の実態	86
(3) 年少労働者の離転職と非行化	86

統計表目次

第1表	就業状態別15才以上人口の推移	12
第2表	15～19才の人口および労働力人口の推移	13
第3表	就業者の産業別構成比の推移	13
第4表	15～19才就業者の従業上の地位別構成	14
第5表	事業附属寄宿舎に寄宿している年少労働者の割合	17
第6表	性別・産業別年少労働者の住込率	18
第7表	中学校卒業後の進路	20
第8表	中学校卒業者の産業別就職状況	21
第9表	中学校卒業者の職業別就職状況	22
第10表	中学校卒業者の県外就職率の推移	23
第11表	中学校卒業者の職業紹介状況	24
第12表	中学校卒業者の産業別求人・就職状況	24
第13表	中学校卒業者の規模別構成比	25
第14表	中学校卒業者の地域別求人倍率	26
第15表	中学校卒業者の主要地域間の労働力流動状況	27
第16表	高等学校卒業後の進路	27
第17表	高等学校卒業者の産業別就職状況	28
第18表	高等学校卒業者の職業別就職状況	29
第19表	高等学校卒業者の県外就職率の推移	29
第20表	高等学校卒業者の職業紹介状況	30
第21表	高等学校卒業者の産業別・規模別求人数および就職件数	31
第22表	高等学校卒業者の規模別構成比	32
第23表	高等学校卒業者の地域別求人倍率	32
第24表	高等学校卒業者の主要地域間の労働力流動状況	33
第25表	15～19才人口の推移	34
第26表	学歴別新規学卒就職者構成の見通し	37
第27表	学卒入職者に対する学卒離職者の割合	39
第28表	転職者の年令別構成	39
第29表	離職者からみた離職事由	40

第30表	年少労働者の休日制別離職率の分布	40
第31表	年少労働者の労働時間別離職率の分布	41
第32表	年少労働者の初任給別離職率の分布	41
第33表	年少労働者就職後の勤務継続意思	42
第34表	年少労働者の就職先事業所の選択理由	43
第35表	技能労働力の不足状況	44
第36表	職業訓練実施状況	45
第37表	事業内職業訓練実施事業所の規模別・訓練形態構成	47
第38表	事業内職業訓練生の事業所規模別構成	48
第39表	事業内職業訓練生の年令状況	50
第40表	事業内職業訓練の中学卒・高校卒訓練生数の変化	50
第41表	訓練生の高校通学状況	51
第42表	新規学卒者の初任給額の産業別状況	53
第43表	新規学卒者の初任給額の産業別格差	53
第44表	新規学卒者の初任給額の規模別格差	54
第45表	新規学卒者の初任給額の地域別状況	54
第46表	新規学卒者の初任給額の地域別格差	56
第47表	求人初任給および実績初任給の上昇率（東京都）	57
第48表	新規学卒者の規模別初任給上昇率の推移（製造業，男子）	58
第49表	25才未満労働者のきまって支給する給与の推移	59
第50表	25才未満労働者の定期給与額の対前年上昇率	59
第51表	25才未満労働者の年令別・規模別賃金格差の推移	60
第52表	25才未満労働者の男女別賃金格差	61
第53表	週当り所定労働時間短縮状況別事業所構成比	62
第54表	産業別にみた所定週労働時間階級別労働者分布	63
第55表	今後の労働時間短縮の方法	64
第56表	一せい週休制適用労働者数の推移	65
第57表	一せい閉店制適用労働者数の推移	65
第58表	定期監督実施状況	66
第59表	産業別の死傷災害発生状況の推移	68
第60表	中小企業の求人難・確保難の原因	72
第61表	中小企業の求人確保の今後の対策	72
第62表	勤労青少年ホーム利用状況	74

第63表	産業カウンセリング制度の導入状況	76
第64表	刑法犯少年総数の（触法少年を含む）の主な在学籍・有職別人口比の推移	81
第65表	有職少年の粗暴犯の罪種別構成人員	84
第66表	罪名別有職少年と学生・生徒の比較	84
第67表	く犯・不良行為少年として補導された家出少年の状況	85
第68表	家出少年の在学籍等別状況	86
第69表	家庭裁判所における一般保護事件取扱少年の前処分回数別・転職有無別状況	87
第70表	検察庁・家庭裁判所の受理少年事件の転職有無別罪種	88
第71表	家出少年の就職方法別転職回数	88

図 表 目 次

第1図	年少労働者の事業場規模別構成の推移……………	15
第2図	規模別・産業別年少労働者の構成……………	15
第3図	中学校卒業者の職業別就職状況……………	22
第4図	中学校卒業者の産業別就職構成比の推移……………	25
第5図	中学・高校卒業者の就職および進学率の推移……………	35
第6図	学卒労働力人口の変動……………	36
第7図	産業別学卒入職者に対する離職者の割合……………	38
第8図	事業内職業訓練実施事業所の産業別構成……………	48
第9図	産業別訓練生の構成……………	49
第10図	新規学卒者初任給上昇率と高校卒就職者の割合……………	56
第11図	刑法犯少年総数（触法少年を含む）の在学籍・有職・無職別割合の推移……………	80
第12図	有職少年の刑法犯総数の推移……………	81
第13図	主要刑法犯少年（触法少年を含む）の在学籍等別の推移……………	83
第14図	有職少年の刑法犯総数の罪種別構成……………	83
第15図	捜索願出家出少年男女別推移……………	85

1 概 要

昭和41年における年少労働の動向を要約すると、次のとおりである。

(1) 年少労働の概要

- 1) 15～19才のいわゆる年少人口は、1,148万人で前年より62万人増加した。このうち、労働力人口は、436万人で前年より44万人増加した。年少人口に対する年少労働力人口の割合は、進学者の増加等にともない、逐年減少していたが、41年は、いわゆるベビーブーム時代に生れた年令層が高等学校を卒業し、就職したことなどから、38.0%と前年より1.9ポイント上昇した。

また、15～19才の就業者は、第1次産業に13.5%、第2次産業に43.7%、第3次産業に42.8%、それぞれ分布している。最近4カ年間の推移をみると、第1次産業および第2次産業に就業している者の割合が低下し、第3次産業に就業している者の割合は増加の傾向にある。

- 2) 41年4月1日現在、労働基準法適用事業場に働く18才未満の年少者は、152万人で、前年より4万人減少している。この減少は、新規中学校卒業者の進学率の上昇等による中卒就職者の減少に起因するものである。

これら年少労働者は、従業員300人未満の中小規模事業場に74.3%、300人以上の大規模事業場に25.7%就業している。

また、これら年少労働者の大部分は、工業(64.6%)、商業(22.1%)に就労し、京浜、阪神、中京の3地区に約半数が集中している。

- 3) 41年3月の新規中学卒業就職者(就職進学者を含む。)は、52万2千人で前年より10万2千人減少した。この原因は、卒業者が前年より22万6千人減少したことと、進学率(69.1%)が前年を上回ったためである。これに対し、高校卒業就職者は、90万3千人で、前年に比べ、新規高卒者総数に対する就職者の比率は低下しながらも就職者の実数では20万2千人増加した。

新規中卒者の職業安定機関による求職申込件数は、36万1千で前年より19.5%減少した。これに対する求人数は、景気後退の影響等により103万3千人と、前年にくらべ38%も大幅に減少した。その結果、求人倍率は2.9倍と前年の3.7倍を下回り、充足率は31.8%と前年より7.1ポイント上昇した。

また、新規高卒者の職業安定機関扱と職業安定法第33条の2の学校扱による求職件数は、81万8千で前年より29.6%増加し、これまでの最高を示している。これに対する求人数は、210万7千人と前年にくらべ4.8%減少した。その結果、求人倍率は2.6倍と前年の3.5倍より下回り、充足率は34.0%と前年より9.1ポイント上昇した。

一般に、41年3月の新規学卒者に対する労働力の需給関係は、前年に比較し、やや緩和されたものの、依然として学卒労働力の不足に変わりなく、求人難の基調は持続されている。

4) 40年3月の新規学卒就職者のうち、同年12月までの間に離職した者は11万4千人で、離職率（入職者に対する離職者の割合）は、中卒者の場合12.0%、高卒者の場合10.1%である。いいかえると、中卒者は約8人に1人、高卒者で約10人に1人が、就職後9カ月を経ないうちに離職していることとなる。離職率は、一般に規模の小さい事業所ほど高く（例外として零細な規模において低い）、産業別では、卸売・小売業が比較的高い。

5) 41年度中に公共職業訓練を受けた者は、12万人（一般公共職業訓練8万人、総合職業訓練4万人）で、このうち18才未満の年少者は、一般公共職業訓練、総合職業訓練ともに、それぞれ約60%を占めている。

また、41年4月1日現在における事業内職業訓練生総数は、8万3千人で、このうち18才未満の年少者は、5万9千人で71.4%を占めている。これを訓練形態別にみると、単独職業訓練では、単独職業訓練生総数の大部分にあたる93.1%を、共同職業訓練においては60.0%を、18才未満の年少者が占めている。

6) 年少労働者の労働条件、特に賃金は、若年労働力の求人難などを反映して、逐年向上してきていたが、41年の場合は、景気後退の影響などもあって、初任給をはじめとする賃金の上昇率は鈍化した。しかしながら、一せいで週休制および一せいで閉店制が着実に普及していること、労働時間の短縮の動きが進展していることなど、労働時間については、零細企業の一部を除き改善がすすんでいる。

イ 41年3月の新規学卒者の初任給は、中卒者1万4,080円、高卒者1万7,110円で、前年より、それぞれ800円、1,080円上昇した。しかし、対前年上昇率は、中卒者6.0%、高卒者6.7%で、40年の対前年上昇率より12.6ポイント、10.7ポイントそれぞれ低下し、中・高卒者ともに、35年以降最低の伸び率となった。

ロ 20才未満の年少労働者の賃金（定期給与額）をみると、18才未満の者の場合1万5,400円、18～19才の場合1万8,700円で、前年より1,500円それぞれ上昇した。しかし、41年は、新規学卒就職者初任給の上昇鈍化等の影響をうけて、対前年上昇率は、18才未満の者の場合、10.8%（前年の当該比率16.8%）、18～19才の者の場合8.7%（前年の当該比率10.3%）とそれぞれ低下した。

ハ 「一せいで週休制」の適用労働者数は、年々増加し、本制度普及当初である34年に128万人であったものが、42年1月現在では249万人に達した。また、「一せいで閉店制」の適用労働者数は、42年1月現在で136万人となり、本制度普及当初である36年の適用労働者数の2倍に達している。

7) 18才未満の年少労働者の41年中の休業8日以上死傷件数は、1万5千件で、前年より約2千件減少した。

8) 最近における労働時間の短縮、労働の単調化等の諸傾向にともない余暇活動の振興、職場における人間関係の改善等、年少労働者の福祉に関連した新たな問題が提起されている。このため勤労青少年ホーム等の福祉施設の増設整備、産業カウンセリング制度の普及導入、帰省勤労青少年に対する

国鉄運賃の割引制度等年少労働者の福祉の増進措置が図られている。

- 9) 41年中に警察に検挙・補導された刑法犯有職少年(20才未満)は、8万6千人で、刑法犯少年総数中に占める割合は、38%(無職少年を含めると50%)であり、年々、刑法犯少年中の有職少年の占める割合が増加している。また、これら勤労非行少年の中に離転職者がみられ、離転職と非行化との関係が問題となってきつつある。

(2) 青少年行政の組織整備

41年4月1日、青少年に関する総合施策の樹立と、青少年行政の総合調整を行なう機関として、総理府に青少年局が設置された。

また、青少年局の発足にともない、内閣総理大臣の諮問に応じ、また、みずから青少年の指導、育成、保護および矯正に関する基本的、総合的施策の調査審議を行なう機関として、青少年問題審議会が総理府に設置された。同審議会は、41年6月内閣総理大臣から「当面の青少年対策の重点について」諮問を受け、同年7月26日、内閣総理大臣に対し、勤労青少年の教育訓練福祉対策の充実、団体活動の促進と指導者の養成、青少年健全育成施設の整備などをはじめとする11項目にわたる答申を行なった。

2 年少労働者の現状

(1) 年少労働力人口と就業者

昭和41年における15才以上人口総数は、7,432万人(前年7,287万人)であるが、そのうち、就業者と完全失業者をあわせた労働力人口は、4,891万人(前年4,787万人)となっており、前年より人口総数で145万人(2.0%)、労働力人口で104万人(2.2%)それぞれ増加している。このため、労働力人口の15才以上人口総数の中に占める割合は、65.8%と前年を0.1ポイント上回った。(第1表)

第1表 就業状態別15才以上人口の推移(年平均)

(単位 万人)

年	15才以上人口	労働力人口	労働力人口率	就業者	完全失業者	非労働力人口
30年	5,925	4,194	70.8%	4,119	76	1,723
36	6,603	4,562	69.1	4,518	44	2,033
37	6,755	4,614	68.3	4,574	40	2,138
38	6,938	4,652	67.1	4,613	40	2,282
39	7,122	4,710	66.1	4,673	37	2,408
40	7,287	4,787	65.7	4,748	39	2,497
41	7,432	4,891	65.8	4,847	44	2,541

資料出所 総理府「労働力調査」

つぎに、15才以上19才以下のいわゆる年少人口の動きをみると、41年の年少人口は、1,148万人で前年より62万人(5.7%)増加しており、そのうち、年少労働力人口は、436万人で前年より44万人(11.2%)増となっている。

この年少労働力人口の最近5年間における推移をみると、進学者の増加にともない非労働力人口は年々増加の傾向にあり、このため、年少労働力人口の年少人口に対する割合は、37年(46.8%)以後逐年減少の傾向を示していたが、41年は、いわゆるベビーブーム時に生れた年令層が、高等学校を卒業し就職したことなどから、40年の36.1%から38.0%と逆に1.9ポイントの上昇をみた。また、年少労働力人口の15才以上人口に占める割合をみると、37年が9.2%、38年8.9

%, 39年7.3%と年々減少していたが, 40年, 41年はそれぞれ8.1%, 8.9%と増加している。(第2表)

第2表 15～19才の人口および労働力人口の推移(年平均)(単位 万人)

年	15～19才人口	非労働力人口	労働力人口	労働力人口比率
37年	911	485	426	46.8%
38	967	559	408	42.2
39	1,022	640	382	37.4
40	1,086	695	392	36.1
41	1,148	712	436	38.0

資料出所 総理府「労働力調査」

② 労働力人口比率とは $\frac{15才\sim19才労働力人口}{15才\sim19才人口} \times 100$ である。

年少労働力人口の就業している産業分野をみると, 第1次産業に就業している者13.5%, 第2次産業43.7%, 第3次産業42.8%となっている。すなわち, 若年労働者の就業は, 第2次産業および第3次産業に集中している。また, 就業状況も前年に比較してみると, 第1次産業および第2次産業に就業している者は実数では増加しているが, 年少労働力人口に占める割合では, それぞれ0.8ポイント低下している。これに対し, 第3次産業に就業している者は1.6ポイント増加している。(第3表)

第3表 就業者の産業別構成比の推移 (%)

年	15～19才就業者				15才以上全就業者			
	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
37年	100.0	20.0	43.6	36.3	100.0	31.1	30.3	39.6
38	100.0	15.7	45.3	39.0	100.0	28.1	31.2	40.7
39	100.0	15.6	45.1	39.3	100.0	26.8	31.4	41.8
40	100.0	14.3	44.5	41.2	100.0	25.6	31.7	42.7
	(386万人)	(55)	(172)	(159)	(4,748万人)	(1,212)	(1,501)	(2,032)
41	100.0	13.5	43.7	42.8	100.0	24.2	31.9	43.9
	(430万人)	(58)	(188)	(184)	(4,847万人)	(1,173)	(1,549)	(2,128)

資料出所 総理府「労働力調査」

② 第1次産業…農林業, 漁業, 水産養殖業

第2次産業…鉱業, 建設業, 製造業

第3次産業…卸売業, 小売業, 金融・保険・不動産業, 運輸通信業, 電気・ガス・水道業, サービス業, 公務

構成比は, 年平均の数値である。

年少就業者の従業上の地位別構成をみると、自営業者3万人(0.6%)、家族従業者81万人(18.8%)、雇用者347万人(80.6%)となっており、これを前年に比較すると、年少就業者総数中に占める割合は、自営業主および家族従業者は低下しているが、雇用者は、0.6ポイント上昇している。(第4表)

第4表 15～19才就業者の従業上の地位別構成 (%)

年	総 数	自 営 業 主	家 族 従 業 者	雇 用 者
37年	100.0	0.7	21.7	77.6
38	100.0	0.7	21.1	78.2
39	100.0	0.7	20.7	78.6
40	100.0	0.7	19.3	80.0
	(386万人)	(3)	(74)	(309)
41	100.0	0.6	18.8	80.6
	(430万人)	(3)	(81)	(347)

資料出所 総理府「労働力調査」

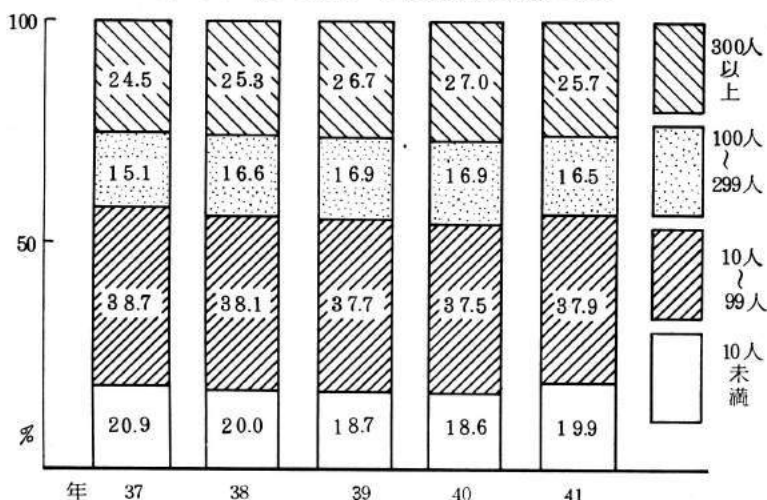
(2) 雇用されて働く年少者

労働基準法の適用をうける事業場数は、41年4月1日現在、226万4千(前年217万1千)であり、前年に比較すると4.3%の増加となっている。この事業場に雇用される労働者は、2,740万6千人(前年4.2%増)で、このうち、18才未満の年少労働者(以下本項では、単に「年少労働者」という。)は、152万人になり、前年にくらべると4万人減少している。これは、新規中学校卒業者の進学率の上昇により、就職する者の減少によるものである。また、総労働者中に占める年少労働者の割合は、37年6.5%、39年6.2%、41年5.5%と逐年漸減している。

年少労働者の事業規模別就業状況をみると、従業員300人未満の中小規模事業場に働く者は全体の74.3%、従業員300人以上の事業場に働く者は25.7%となっており、年少労働者の多くは従業員300人未満の中小規模事業場に雇用されている。これを最近5年間における推移でみると、従業員300人未満の中小規模事業場に働く者の年少労働者総数に対する割合は、37年74.7%、38年74.7%、39年73.3%、40年73.0%と年々漸減の傾向にあって、41年は74.3%と前年

にくらべ0.3ポイント上昇した。(第1図)

第1図 年少労働者の事業場規模別構成の推移

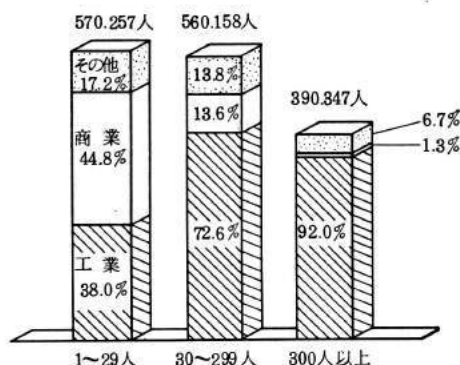


資料出所 労働省労働基準局調べ

また、年少労働者の就業状況を産業別にみると、工業には、年少労働者の64.6%にあたる98万2千人が就労しており、工業のなかでは、繊維工業(23万7千人)、電気機械器具製造業(12万2千人)、機械器具製造業(10万7千人)等に集中している。工業以外では、販売業等の商業に年少労働者の22.1%にあたる33万6千人が就労しており、工業と商業の2産業で全体の86.7%を占めている。(第2図)

第2図 規模別・産業別
年少労働者の構成
(昭和41年4月1日現在)

資料出所
労働省労働基準局調べ



なお、年少労働者の地域別の就労状況をみると、京浜地区（東京・神奈川）29万6千人、阪神地区（大阪・兵庫）25万4千人、中京地区（愛知）16万2千人となっており、この3地区に年少労働者の約半数が就労している。

(3) 寄宿労働者と住込み労働者

労働者の居住形態としては、自宅、間借、事業所附属寄宿舎の寄宿、住込みなどがある。

イ 寄宿労働者

労働基準法適用事業場で働く年少労働者（満18才未満）のうち、第一種事業附属寄宿舎（労働者を6ヵ月以上の期間寄宿させる寄宿舎）に寄宿している者は、41年1月1日現在 31万9千人で、年少労働者総数の21.0%に当たっている。

これら寄宿年少労働者のほとんどは、工業の28万8千人で、寄宿年少労働者の90.2%を占めているが、工業のなかでも繊維工業は16万9千人で全体の52.9%を占めている。工業について多いのは、保健・衛生の9千人、交通の8千人、商業の7千人となっている。（第5表）

ロ 住込み労働者

住込みという就労形態は、労働者が事業所内または事業主の自宅内に居住し、就労するというもので、中小企業の中でも家族的経営の色彩の強い小零細規模事業に多くみられる。従業員5人未満の零細規模事業場のうち、製造業、卸売業・小売業およびサービス業について住込み状況をみると、18才未満の年少労働者の住込み率（全労働者に対する住込み労働者の割合）は、製造業の女子を除いて5割以上となっており、労働者2人のうち1人は住込み労働者である。特に、サービス業の女子年少労働者のほとんどは住込み労働者となっている。しかし、年令が高くなるにしたがい住込み率は低下している。（第6表）

第5表 事業附属寄宿舎に寄宿している年少労働者（18才未満）の割合

区 分		年少労働者総数 A	寄宿年少労働者数 B		B/A
業 種	数				
総	数	1,520,762人	318,683人	100%	21.0%
1号 工 業	食 料 品 製 造 業	67,490	11,399	90.2	16.9
	織 維 工 業	236,573	168,516		71.2
	衣服繊維製品製造業	59,868	14,001		23.4
	木材・木製品製造業	19,844	3,923		2.0
	出 版・印 刷 業	23,626	1,118		4.7
	化 学 工 業	59,440	15,187		25.6
	窯 業	25,594	7,483		29.2
	金 属 工 業	72,528	18,379		25.3
	機 械 製 造 業	107,164	15,186		14.2
	電気機械器具製造業	122,001	14,267		11.7
	輸送用機械器具製造業	57,981	10,098		17.4
	電 気・ガ ス・水 道 業	2,212	189		8.5
	そ の 他 の 製 造 業	127,807	7,754		6.1
2号	鉱 業	1,796	101		5.6
3号	土 建	37,513	1,023		2.7
4号	交 通	40,145	8,304		20.7
5号	貨 物 取 扱	3,416	286		8.4
6号	農 林	2,452	60		—
7号	畜 産 ・ 水 産	3,545	136		3.8
8号	商 業	336,711	7,470		2.2
9号	金 融 ・ 広 告	8,410	32		—
10号	映 画 ・ 演 劇	2,004	3		—
11号	通 信	4,878	—		—
12号	教 育 ・ 研 究	5,074	1,016		20.0
13号	保 健 ・ 衛 生	39,398	9,301		23.6
14号	接 客 ・ 娛 楽	39,741	3,300		8.3
15号	清 掃 ・ と 殺	720	13		—
16号	官 公 署	611	12		—
17号	そ の 他	12,220	126		1.0

資料出所 労働省労働基準局調べ

注1. 「年少労働者数」は、41年4月1日現在で、「寄宿労働者数」は41年1月1日現在である。

2. 号数は、労基法第8条の号数である。

第6表 性別・産業別年少労働者の住込率（企業規模1～4人）

産業 \ 年齢		18 才 未 満	18 ～ 19 才	20 ～ 24 才
総 数		69.1% (79,038人)	51.2% (99,110人)	41.7% (170,956人)
男	産 業 計	59.6 (34,238)	49.8 (41,622)	43.8 (80,830)
	製 造 業	59.2 (5,504)	46.0 (7,368)	41.7 (17,120)
	卸売業・小売業	57.1 (14,680)	49.2 (18,290)	46.2 (39,980)
	サ ー ビ ス 業	63.6 (9,630)	54.5 (10,380)	50.2 (17,570)
女	産 業 計	78.7 (44,800)	68.7 (57,488)	40.0 (90,126)
	製 造 業	41.7 (1,480)	45.2 (3,768)	37.4 (7,056)
	卸売業・小売業	53.3 (8,210)	31.7 (19,270)	34.7 (40,230)
	サ ー ビ ス 業	83.9 (35,070)	69.1 (34,250)	49.4 (42,120)

資料出所 労働省「毎月勤労統計特別調査」（昭和41年）

注1. 住込率 = $\frac{\text{住込労働者数}}{\text{労働者数}} \times 100$

2. () 内は住込労働者数

3 新規学卒者の就職とその職場適応

(1) 概 要

新規中学校および高等学校卒業者の就職状況は、31年までの卒業生の場合は、求職数と求人数とがほぼ均衡を保つか、または求職数が求人数を上回り、就職難といえる時期にあったが、その後、経済の成長にともない、雇用需要の増大、なかんづく新規学卒者を中心とする若年労働力に対する需要が著しく増大し、32年以降は、新規学卒者に対する求人数は求職数をはるかに上回り、労働市場は、売手市場に転じ、以後その度合は深刻さを加えている。さらに、新規中卒者は、38年の249万人をピークに減少を続け、41年には213万人と38年より36万人も減少しており、この絶対数の減少傾向と、進学率の上昇傾向が求人難を一層困難なものにしている。

新規学卒者に対する求人数の推移をみると、32年当時においては、中卒者68万人、高卒者49万人であったが、39年にはそれぞれ171万人、199万人に達した。景気後退により求人の手控えがあった41年では103万人、211万人とやや落ち着いたが、それでも32年に対する41年の求人数は、中卒者で1.5倍、高卒者では4.3倍にも達している。

これら求人に対する充足率は、39年には30%を下回ったが、41年には、中卒者で32%、高卒者で34%と若干上昇した。

また、41年3月の新規学卒者の労働力の需給関係は、若干緩和されたものの、依然として学卒労働力の不足基調には変わりなく、今後新規学卒労働力の供給は、中卒者の絶対数の不足等の理由から、次第に中卒者から、高卒者へと変化していく傾向にある。

これら新規学卒者は、サービス業等の第三次産業に就職する者の割合が増加し、一方、事業所規模別には、41年3月新規学卒者だけについてみると、従業員100人未満の中小企業への増加がめだった。

さらに、新規学卒就職者は、大都市およびその周辺の工業都市に約7割が集
中している。

(2) 学卒者の就職状況

イ 中学校卒業生

(イ) 卒業生の進路

41年3月に中学校を卒業した者は、213万4千人で、前年より22万6千人の減少となっており、新規中学校卒業生は、38年以降年々減少している。

これら中学校卒業生の卒業後の進路状況をみると、まず、進学者総数では147万6千人で前年より11万5千人減少したが、これを進学率（全卒業生のうち進学者の占める割合）でみると、69.1%と前年を1.7ポイントも上回っている。このため、就職者（就職者を含む。以下同じ）は、52万2千人となり、前年より10万2千人（2ポイント）も減少している。ついで、進学も就職もしていない無業者が、12万9千人（6.1%）となっている。

（第7表）

第7表 中学校卒業後の進路

年 度		卒 業 者	進 学 者	就 職 者	就 進 学 職 者	無業者	そ の 他
		人	人	人	人	人	人
実 数	37年3月卒	1,947,657	1,191,414	596,500	55,900	91,354	12,489
	38年 〳	2,491,231	1,592,533	691,973	71,871	105,248	21,606
	39年 〳	2,426,802	1,607,748	623,810	73,877	107,185	14,182
	40年 〳	2,359,558	1,591,024	548,675	76,056	135,218	8,585
	41年 〳	2,133,508	1,475,554	454,549	67,926	129,126	6,353
		%	%	%	%	%	%
比 率	37年3月卒	100.0	61.2	30.6	2.9	4.7	0.6
	38年 〳	100.0	63.9	27.8	2.9	4.2	1.2
	39年 〳	100.0	66.2	25.7	3.1	4.4	0.6
	40年 〳	100.0	67.4	23.3	3.2	5.7	0.4
	41年 〳	100.0	69.1	21.3	3.2	6.1	0.3

資料出所 文部省「学校基本調査」

つぎに、就職者の就職した事業所を産業別にみると、製造業が29万5千人で全体の56.6%を占め、例年同様最も多く、以下サービス業15.0%、

卸売・小売業 8.0%，建設業 6.5%，農業 6.1%，その他 7.8% となっている。38年以降の就職状況をみると、サービス業および建設業へ就職する者の割合が高まっているのに比べ、農業、製造業へ就職する者の割合が減少している。また、就職者の過半数を占める製造業の内訳をみると、繊維工業が7万3千人で最も多く、製造業就職者総数の24.7%を占めており、ついで、電気機械器具製造業11.7%，金属製品製造業10.3%の順となっている。なお、繊維工業では、就職者の90%は女子で占められている。
(第8表)

第8表 中学校卒業者の産業別就職状況 (人)

産 業	38年3月卒	39年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
計	763,844 (100.0)	697,687 (100.0)	624,731 (100.0)	522,475 (100.0)
製 造 業	462,195 (60.5)	430,631 (61.7)	387,196 (62.0)	295,414 (56.6)
サ ー ビ ス 業	80,731 (10.6)	77,117 (11.6)	72,654 (11.6)	78,395 (15.0)
卸売業・小売業	70,104 (9.2)	58,438 (8.4)	49,564 (8.0)	41,754 (8.0)
農 業	64,368 (8.4)	49,933 (7.2)	38,251 (6.1)	31,986 (6.1)
建 設 業	23,854 (3.1)	24,853 (3.6)	26,594 (4.2)	34,181 (6.5)
そ の 他	62,592 (8.2)	56,715 (8.1)	50,472 (8.1)	40,753 (7.8)

資料出所 文部省「学校基本調査」

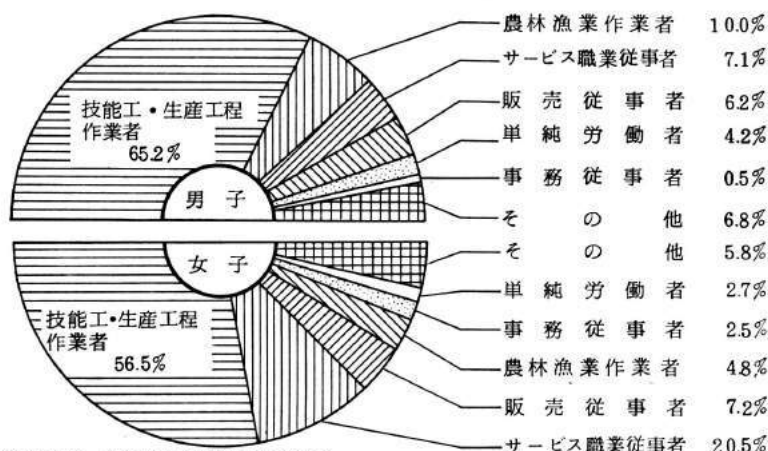
注 () 内はパーセントである。

一方、就職者の職業別就職状況をみると、技能工・生産工程作業者が最も多く全体の61.0%を占め、ついでサービス職業従事者13.6%，農林漁業作業者7.5%，販売従事者6.7%の順となっている。これを男女別にみると、技能工・生産工程作業者が男女とも、それぞれ65.2%，56.5%と第1位を占め、ついで、男子では、農林漁業作業者が10.0%，サービス職業従事者 7.1%の順となっており、女子では第2位はサービス職業従事者20.5

%, ついで販売従事者 7.2%, 農林漁業従事者 4.8%の順に続いている。

(第3図)

第3図 中学校卒業者の職業別就職状況



資料出所 文部省「学校基本調査」

38年以降の推移をみると、単純労働者、サービス職業従事者および運輸通信従事者が増加の傾向にあり、他方、事務従事者、販売従事者、農林漁業作業者の減少傾向がめだっている。41年を前年と比較すると、サービス職業従事者が3.4ポイント増加し、技能工・生産工程作業者の2.9ポイントの減少が目される。(第9表)

第9表 中学校卒業者の職業別就職状況

(%)

職 業	38年3月卒	39年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
計	100.0	100.0	100.0	100.0
事務従事者	1.9	1.9	1.8	1.4
販売従事者	8.3	7.6	7.0	6.7
農林・漁業作業者	9.7	8.4	7.3	7.5
運輸・通信従事者	2.3	2.5	2.8	2.9
技能工・生産工程作業者	61.8	63.6	63.9	61.0
単純労働者	2.8	2.7	3.3	3.5
サービス職業従事者	9.2	9.6	10.2	13.6
その他	4.0	3.7	3.7	3.4

資料出所 文部省「学校基本調査」

第10表 中学校卒業者の
県外就職率の推移

年 度	県外就職率
37年3月卒	33.4%
38 〃	31.7
39 〃	33.1
40 〃	33.3
41 〃	31.8

資料出所 文部力「学校基本
調査」

県外就職率（全就職者のうち、出身学校が所在する都道府県以外の地域に就職した者の占める割合）は、全国平均で31.8%で前年より1.5ポイント低くなっている。（第10表）

都道府県別に県外就職率をみると、例年どおり鹿児島が76.8%で最も高く、ついで、島根（66.0%）、宮崎（62.7%）、高知（60.5%）等の九州・四国の地域が比較的高率であり、

これに対し、大阪（0.6%）、東京（2.8%）、愛知（4.0%）等が低率である。また、県外就職者の就職先をみると、主として、東京（28.5%）、大阪（18.9%）、愛知（16.7%）、神奈川（6.6%）等のいわゆる既成大工業地域に就職し、これら4都府県で全県外就職者の70.7%を占めており、この傾向は前年と同様である。

(ロ) 職業紹介状況

職業安定機関を通じての職業紹介状況をみると、41年3月中学校卒業者のうち、職業安定機関に対する求職申込件数は、36万1千件（男子17万1千件、女子19万件）で、前年にくらべて19.5%減少し、特に男子は21.5%も大幅に減っている。最近5カ年間における求職者の動きをみると、38年以降、卒業生の絶対数の減少および進学率の上昇に伴って求職申込みは、年々減少の一途をたどっている。

これに対する求人数は、103万3千人（男子43万9千人、女子59万3千人）となっており、最近是一般に増加の傾向を示していたが、41年は、景気後退の影響等が反映して前年にくらべ38.1%の著しい減少を示した。

このように、求人が前年より大幅に減少したため、求人倍率（求職件数に対する求人数の割合）は、2.9倍（前年3.7倍）と前年にくらべ、やや緩和されたとはいえ、依然として中卒者の求人難には変りがない。

このような求人に対し、就職件数をみると、32万8千件（男子14万8千

件、女子17万9千件）で、前年にくらべ20.5%（男子23.6%，女子17.8%）の減少となっている。しかし、充足率（求人数に対する就職件数の割合）は、31.8%（男子33.8%，女子24.6%）と前年より上昇した。最近3カ年間に於ける充足率をみると、41年3月卒業者の場合は、過去2カ年間の場合よりも僅かながら上昇している。（第11表）

第11表 中学校卒業者の職業紹介状況

年 度	求職件数 ^①	求 人 数 ^②	就職件数 ^③	求人倍率 ^(③/①)	就 職 率 ^(③/②)	充 足 率 ^(③/②)
	千件	千人	千件	倍	%	%
37年3月卒	479	1,399	414	2.9	80.5	29.6
38 〳	532	1,396	459	2.6	86.2	32.9
39 〳	478	1,714	433	3.6	90.5	25.3
40 〳	448	1,668	413	3.7	92.1	24.7
41 〳	361	1,033	328	2.9	90.9	31.8

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(ハ) 産業別求人・就職状況

産業別に求人数、就職件数をみると、いずれも製造業が最も多く、求人数は78万人(75.8%)、就職件数23万5千件(71.7%)で、それぞれ総数の $\frac{2}{3}$ 以上を占めている。ついで、卸売・小売業が求人8万8千人(8.6%)、就職

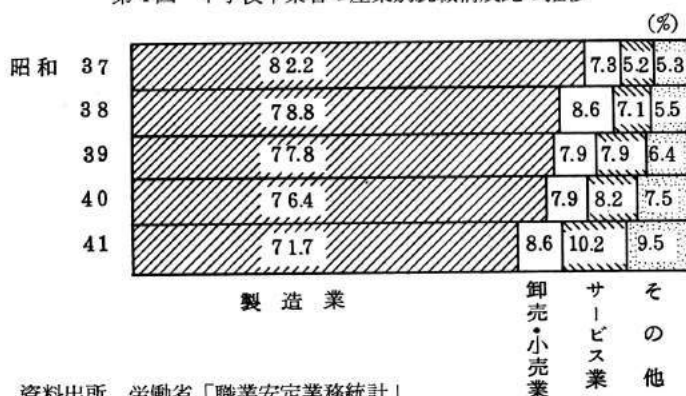
第12表 中学校卒業者の産業別求人・就職状況

産 業	求 人 数	就 職 件 数	就職者構成比
	人	件	%
計	1,032,816	328,093	100.0
農 林・水 産 業	2,152	720	0.2
鉱 業	605	326	0.1
建 設 業	39,223	15,314	4.7
製 造 業	780,521	235,139	71.7
卸 売 業・小 売 業	88,339	28,236	8.6
金融保険・不動産業	928	351	0.1
運 輸 通 信 業	34,829	12,765	3.9
電 気・ガ ス・水 道 業	2,419	1,444	0.4
サ ー ビ ス 業	83,166	33,567	10.2
公 務	634	321	0.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

2万8千件(8.6%)，サービス業が求人8万3千人(8.1%)，就職3万4千件(10.2%)となっており，これらの3産業で求人，就職とも90%以上を占めている(第12表)。これを前年にくらべると，製造業の割合が低下し，建設業，卸売・小売業，サービス業の割合が高くなっている。(第4図)。

第4図 中学校卒業者の産業別就職構成比の推移



資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(二) 規模別就職状況

就職者の状況を事業所の規模別にみると，従業員500人以上の大規模事業所への就職が最も多く，9万7千人(29.5%)，ついで100～499人の事業所9万1千人(27.9%)，29人以下の事業所(22.9%)，30～99人の事業所(19.7%)となっており，これを前年にくらべると，500人以上事業所4.4ポイント，100～499人で1.7ポイントそれぞれ減少しているが，20人以下事業所のみ4.6ポイントの上昇がみられた。最近5カ年間の推移をみると，

第13表 中学校卒業者の規模別構成比

年 度	総 数	500人以上	100～499人	30～99人	29人以下
37年3月卒	100.0	31.3	32.1	20.8	15.7
38 〃	100.0	27.1	30.8	22.0	20.1
39 〃	100.0	33.1	29.7	19.4	17.7
40 〃	100.0	33.9	29.6	18.2	18.3
41 〃	100.0	29.5	27.9	19.7	22.9

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

大規模事業所へ就職する者の割合が増加していたが、41年は大規模事業所へ就職する者の率が低下し、100人未満の小規模事業所へ就職する者の割合が増加している。(第13表)

(4) 地域別求人就職状況

求人倍率を地域別にみると、地域によって大きな差異がみられ、京浜(8.0倍)、東海(6.1倍)、京阪神(5.6倍)の三大工業地域がいずれも5倍以上を示しているのに対し、東北(0.8倍)、山陰(0.7倍)、四国(0.9倍)、南九州(0.5倍)などは1.0倍以下となっている。(第14表)

第14表 中学校卒業者の
地域別求人倍率

地 域	40年3月卒 倍	41年3月卒 倍
全 国	3.7	2.9
北 海 道	1.2	1.3
東 北	0.9	0.8
北 関 東	2.3	1.8
南 関 東	4.5	3.3
京 浜	10.7	8.0
北 陸	2.4	2.3
東 山	2.4	2.0
東 海	8.3	6.1
近 畿	3.6	2.9
京 阪 神	7.8	5.6
山 陰	0.7	0.7
山 陽	2.9	2.7
四 国	1.1	0.9
北 九 州	1.1	1.0
南 九 州	0.4	0.5

④1 東北…(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島) 北関東…(茨城、栃木、群馬) 南関東…(埼玉、千葉) 京浜…(東京、神奈川) 北陸…(新潟、富山、石川、福井)、東山…(山梨、長野)、東海…(岐阜、静岡、愛知、三重)、近畿…(滋賀、奈良、和歌山)、京阪神…(京都、大阪、兵庫)、山陰…(鳥取、島根)、山陽…(岡山、広島、山口)、四国…(徳島、香川、愛媛、高知)、北九州…(福岡、佐賀、長崎)、南九州…(熊本、大分、宮崎、鹿児島)

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

つぎに、他県に出て就職した、いわゆる県外就職者は、11万7千で前年より24.9%減少している。また、県外就職率は35.7%で前年より2ポイント低下している。また、これら県外就職者の80%以上は、京浜、東海、京阪神の3地域に就職している。(第15表)

第15表 中学校卒業者の主要地域間の労働力流動状況（昭和41年度）

（人）

地域別	他地域からの受入数	主 要 供 給 地							
		東 北	北 関 東	南 関 東	北 陸	四 国	北九州	南九州	その他
他地域への送出数	106,763	26,013	7,573	3,112	6,364	10,904	11,967	22,825	18,005
需 要 地									
京 浜	36,321	16,493	6,418	3,010	3,344	281	52	1,709	5,014
東 海	31,347	4,935	176	55	1,822	2,054	6,220	11,233	4,852
京阪神	25,038	86	2	1	649	7,265	2,800	7,430	6,805
その他	14,057	4,499	977	46	549	1,304	2,895	2,453	1,334

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

□ 高等学校卒業生

(イ) 卒業生の進路

41年3月に高等学校を卒業した者は、155万7千人で、前年より39万7千人も大幅に増加した。卒業者のうち、就職者（就職進学者を含む）は、90万3千人で、前年より20万2千人（28.9%）増加しているが、卒業者総数中に占める就職者の割合は、58.0%で前年にくらべて2.3ポイント減少している。（第16表）

第16表 高等学校卒業後の進路

区 分		卒業生	進 学 者	就 職 者	就 職 進 学 者	無 業 者	そ の 他
実 数	37年3月卒	人 1,016,171	人 189,020	人 641,669	人 7,584	人 159,695	人 18,203
	38年 〃	987,426	198,754	617,987	8,078	138,799	23,808
	39年 〃	871,534	196,417	549,247	7,859	110,386	7,625
	40年 〃	1,160,075	284,330	690,051	10,210	164,481	11,003
	41年 〃	1,556,983	369,517	890,639	12,187	270,411	14,229
比 率	37年3月卒	% 100.0	% 18.6	% 63.2	% 0.7	% 15.7	% 1.8
	38年 〃	100.0	20.1	62.6	0.8	14.1	2.4
	39年 〃	100.0	22.5	63.0	0.9	12.7	0.9
	40年 〃	100.0	24.5	59.5	0.9	14.1	1.0
	41年 〃	100.0	23.7	57.2	0.8	17.4	0.9

資料出所 文部省「学校基本調査」

つぎに、就職者の就職した事業所を産業別にみると、中学校卒業者にみられるように特定産業に対する集中傾向はみられず、各種の産業にわたっ

ているが、その中で比較的多いのは、製造業(33.4%)と卸売・小売業(27.0%)で、この両産業には、6割の者が就職している。最近の推移をみると、製造業、卸売・小売業およびサービス業は、逐年増加の傾向を示しているが、製造業は、昨年にくらべ労働者数で約5万人増加しているが、比率では3.1ポイント低下した。(第17表)

第17表 高等学校卒業者の産業別就職状況

(人)

産 業	38年3月卒	39年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
計	626,065 (100.0)	557,106 (100.0)	700,245 (100.0)	902,826 (100.0)
製 造 業	214,189 (34.2)	201,694 (36.2)	254,615 (36.5)	301,583 (33.4)
卸 売 業・小 売 業	156,749 (25.0)	132,659 (23.8)	168,143 (24.0)	243,617 (27.0)
金 融 保 険 業	56,262 (9.0)	54,612 (9.8)	63,274 (9.0)	63,153 (7.0)
運 輸 通 信 業	44,803 (7.2)	38,218 (6.9)	51,612 (7.4)	54,031 (6.0)
公 務	42,065 (6.7)	35,676 (6.4)	42,598 (6.1)	56,256 (6.2)
サ ー ビ ス 業	38,402 (6.1)	35,606 (6.4)	47,125 (6.7)	80,538 (8.9)
農 業	25,965 (4.2)	17,864 (3.2)	22,485 (3.2)	33,762 (3.7)
そ の 他	47,630 (7.6)	40,777 (7.3)	50,393 (7.1)	69,886 (7.8)

資料出所 文部省「学校基本調査」

脚 () 内はパーセントである。

一方、就職者を職業別にみると、事務従事者が38.3%で最も多く、ついで技能工・生産工程作業者(22.9%)、販売従事者(19.3%)の順となっている。最近の推移をみると、中学校卒業者と同様にサービス職業従事者が増加の傾向にある。

これを性別にみると、かなりの差異がみられ、男子では、技能工・生産工程従事者が37%と第1位を占め、事務従事者および販売従事者がそれぞれ

れ18.5%，18.2%とはほぼ同率で続いているのに対し，女子は，事務従事者が57.9%を占め，販売従事者が20.5%で，この事務・販売従事者で約80%を占めている。また，技能工・生産工程従事者は，中学校卒業者の場合は，男子65.2%，女子56.5%で，それぞれ性別就職者の過半数を占めていたが，高等学校卒業の女子の場合には，1割にもみえない9%であった。(第18表)

第18表 高等学校卒業者の職業別就職状況 %

職 業	38年3月卒	39年3月卒	40年3月卒	41年3月卒		
				計	男	女
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的職業従事者	3.6	3.7	3.4	2.6	3.1	2.1
事務従事者	40.9	42.2	40.7	38.3	18.5	57.9
販売従事者	18.2	16.7	16.4	19.3	18.2	20.5
農林・漁業作業者	4.3	3.4	3.3	3.9	6.4	1.3
運輸通信従事者	4.5	4.4	4.9	4.1	6.4	1.9
技能工・生産工程従事者	21.5	22.6	23.3	22.9	37.0	8.9
単純労働者	0.9	0.8	0.9	0.9	1.2	0.5
サービス職業従事者	2.8	3.1	3.3	3.9	2.6	5.2
その他	3.2	3.1	3.8	4.1	6.6	1.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

県外就職率（全就職者のうち，出身学校が所在する都道府県以外の地域に就職した者の占める割合）は，全国平均で27.8%で前年より2ポイント低くなっている。男女別にみると，男子33.8%，女子21.9%で中学校卒業者の場合とは反対に，男子の方が高率である。都道府県別にみると，鹿児島(67.2%)，島根(65.1%)，奈良(57.7%)，徳島(53.3%)等が高率である。これら県外就職者は，東京(42.4%)，大阪(22.8%)，愛知(7.9%)，

第19表 高等学校卒業者の県外就職率の推移

年 度	県外就職率
37年3月卒	28.4%
38 〃	27.4
39 〃	28.0
40 〃	29.8
41 〃	27.8

資料出所
文部省「学校基本調査」

神奈川（6.2％）の4都府県に大部分（79.3％）就職している。（第19表）

（四）職業紹介状況

41年3月に高等学校を卒業した者の職業安定機関と職業安定法第33条の2の学校扱いによる職業紹介状況をみると、求職件数は81万8千件（男子37万7千，女子44万1千）で，前年に比べ29.6％の増加となっており，これまでの最高を示している。

これに対する求人数は，210万6千人（男子120万7千人，女子89万9千人）で，前年より，4.8％減少している。このため，求人倍率は，男女計で2.6倍となり，前年の3.5倍に比較しやや求人倍率が緩和されているが，男子においては，3.2倍の求人倍率を示している。

また，就職件数は71万7千（男子33万8千，女子37万9千）で，前年に比べて約6万6千（30.1％）の増加を示しており，このため，充足率は34.0％と前年の24.9％を9.1ポイントも上回り，とくに女子の充足率は42.1％と著しく高まっている。（第20表）

第20表 高等学校卒業者の職業紹介状況

区 分	41 年 3 月 卒			40年3月卒	対前年比 41/40
	計	男 子	女 子		
求 職 申 込 件 数 ①	818,454	377,220	441,234	631,546	+29.6
求 人 数 ②	2,106,505	1,206,736	899,769	2,212,388	- 4.8
就 職 件 数 ③	716,995	338,105	378,890	551,077	+30.1
他県へ出て就職した件数④	240,424	143,905	96,474	193,076	+24.5
求 人 倍 率(③/①)	2.6	3.2	2.0	3.5 (男 4.6) (女 2.6)	—
就 職 率(③/①)	87.6	89.6	85.9	87.3	—
充 足 率(③/②)	34.0	28.0	42.1	24.9 (男 19.3) (女 33.6)	—
県 外 就 職 率(④/③)	33.5	42.6	25.5	35.0	—

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(ハ) 産業別求人・就職状況

産業別に求人数をみると、製造業が45.4%で最も多く、以下、卸売・小売業(29.6%)、金融・保険・不動産業(7.5%)、サービス業(6.3%)、運輸通信業(5.4%)などの順で、中学校卒業者の場合に比較して第3次産業のウェイトが高い。

これに対する就職件数は、求人数とほぼ同様の順位となっており、製造業(40.3%)、卸売・小売業(30.3%)、金融・不動産業(10.5%)、サービス業(7.1%)、と続き、中学校卒業者と比較して就職先の産業が広範囲にわたっている。(第21表)

第21表 高等学校卒業者の産業別・規模別求人数および就職件数
(41年3月卒)

区 分	求 人 数			就 職 件 数		
	計	男	子 女	計	男	子 女
農 業	963	697	266	462	312	150
林 業・狩猟業	294	227	67	171	100	41
漁業・水産・養殖業	643	435	208	210	126	84
鉱 業	1,043	652	391	575	232	343
建 設 業	27,652	22,230	5,422	11,720	8,553	3,167
製 造 業	443,762	251,284	192,478	171,606	87,192	84,414
卸売業・小売業	289,974	136,816	153,158	129,071	42,426	86,645
金融保険・不動産業	73,342	20,776	52,566	44,657	8,252	36,405
運 輸 通 信 業	53,199	25,366	27,833	24,245	12,614	11,631
電気・ガス・水道業	6,912	4,200	2,712	2,967	1,641	1,326
サ ー ビ ス 業	61,662	23,979	37,083	30,407	9,114	21,293
公 務	18,500	11,904	6,596	9,901	6,106	3,795
計	977,946	498,566	479,380	425,992	176,698	249,294
20 人 以 下	152,633	78,829	73,804	59,963	21,650	38,273
30 ～ 99人	241,561	129,923	111,638	91,256	37,743	53,513
100 ～ 499人	297,830	157,471	140,359	128,513	59,476	69,037
500 ～ 999人	118,005	57,305	60,699	53,069	21,759	31,310
1,000 以上	167,917	75,037	92,880	93,191	36,030	57,161

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(ニ) 規模別就職状況

事業所の規模別に就職状況をみると、従業員 500人以上の規模事業所に就職しているものが15万4千(34.4%)で最も多く、ついで100~499人規模事業所が14万(30.2%)、30~99人11万2千(21.4%)、29人以下7万4千(14.1%)と規模が小さくなるに従い、就職者の割合が減少している。これを前年と比較すると、中学校卒業者と同様に、大規模事業所へ就職した者の割合が低下し、小規模事業所への就職の割合が高くなっていることが注目される。(第22表)

第22表 高等学校卒業者の規模別構成比 (%)

年 度	総 数	500人 以上	100~499人	30~99人	29人 以下
昭和37年3月卒	100.0	33.8	34.0	21.6	10.6
38 〳	100.0	32.6	33.5	22.2	11.7
39 〳	100.0	39.3	32.4	19.2	9.1
40 〳	100.0	41.8	30.0	18.6	9.6
41 〳	100.0	34.4	30.2	21.4	14.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

第23表 高等学校卒業者の
地域別求人倍率 (倍)

地 域	40年3月卒	41年3月卒
全 国	3.5	2.6
北 海 道	1.1	0.9
北 東 北	2.0	1.4
北 関 東	2.4	1.9
東 北 関 東	3.0	1.7
東 海 道	3.0	2.0
山 陰 道	3.0	2.0
山 陽 道	3.8	2.7
山 陽 道	5.5	3.7
山 陽 道	6.6	3.9
山 陽 道	5.3	3.8
山 陽 道	4.8	3.7
山 陽 道	4.2	3.2
山 陽 道	4.0	3.3
山 陽 道	2.4	2.5
山 陽 道	2.7	2.1

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注 職業安定法第33条の2の学校扱を含む。

(注) 地域別求人・就職状況

地域別に求人倍率をみると、近畿(3.9倍)、京阪神(3.8倍)、東海(3.7倍)が高率である。中学校卒業者にみられたほどの地域間格差はみられず、高等学校卒業者は、中学校卒業者より県内及びその隣接地域で就職する割合が高いことを示している。

(第23表)

また、職業安定機関扱いによる県外就職者は11万8千で、前年より19.9%増加したが、県

外就職率は27.8%（前年29.8%）と若干低下した。県外就職者を就職地域別にみると、中学校卒業者と同様に、京浜、東海、京阪神の三大工業地域に就職している。供給地域では、東北、北関東、南関東の占める割合が高く、中学校卒業者の場合と異なり四国、九州の占める割合は必ずしも高いとはいえない。（第24表）

第24表 高等学校卒業者の主要地域間の労働力流動状況

（41年3月卒）（人）

地 域 別	他地域からの 受入数	主 要 供 給 地								
		東 北	北関東	南関東	北 陸	山 陽	四 国	北九州	南九州	その他
他地域への送出数	94,477	26,171	12,736	16,664	10,127	2,927	4,007	3,295	3,930	14,620
需 要 地	京 阪	67,533	21,754	11,281	16,248	5,625	309	537	808	1,290
	東 海	6,667	1,248	175	49	1,522	134	394	1,032	891
	京 阪 神	12,641	175	86	37	2,425	2,373	2,885	1,055	1,141
	そ の 他	7,636	2,994	1,194	330	555	111	191	400	581

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

注 本表は職業安定機関で扱ったもののみである。

（3）新規学卒労働力の展望

わが国における15～19才の人口は、従来は逐年増加していたが、出生率の低下等により、41年の1,149万8千人をピークに、45年には908万8千人、50年には778万人と減少し、55年には776万2千人になるものと推計されている。（第25表）

このような人口変動の推移を背景とし、新規学卒（中卒者および高卒者）労働力人口の変動を、厚生省人口問題研究所の推計によりみると、まず、中卒者の高校進学率（就職進学を除く）は、40年の67.4%から、45年70.6%、50年73.7%となり、55年には76.9%と上昇し、一方、就職率（就職進学を除く）は、40年の23.3%から徐々に低下し、45年20.0%、50年16.7%となり、55年には13.3%と、卒業者のうち約8人に1人しか就職する者がいなくなるということである。（第5図）

これに対し、高卒者の大学への進学率（就職進学を除く）は、40年の25%か

第25表 15～19才人口の推移

年	人 口	増 加	
		増 加 人 口	増 加 率
30	8,626千人	—	—
35	9,309	683千人	7.9%
40	10,840	1,531	16.4
41	11,498	658	5.3
42	11,090	△ 408	△ 3.7
43	10,432	△ 658	△ 6.3
44	9,648	△ 784	△ 8.0
45	9,088	△ 1,752	△ 19.2
50	7,780	△ 1,308	△ 17.1
55	7,762	△ 18	△ 0.2

資料出所 30,35,40年は、総理府「国勢調査」
 41年以降は、厚生省人口問題研究所（39
 年6月1日推計）

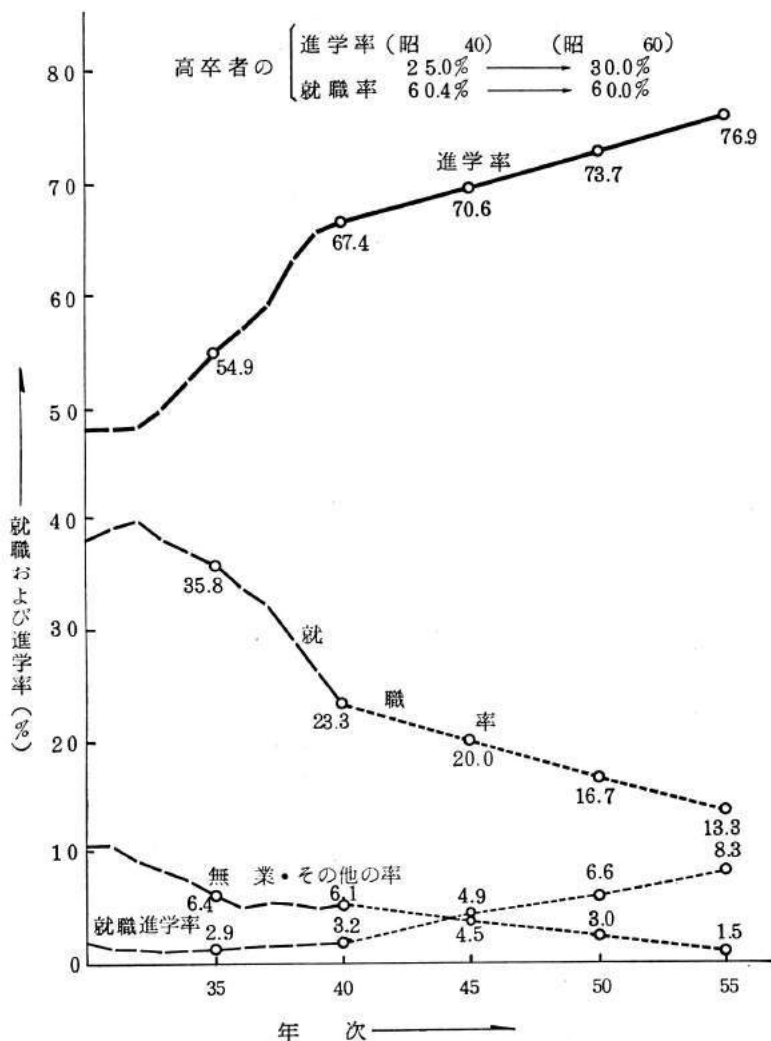
ら55年には30%と大きな変動がみられず、また、就職率も40年における60.4%から55年には60%とほとんど変わらないと見込まれている。（第5図）

このような進学率、就職率をもとに、中卒者および高卒者の労働力人口（中卒者と高卒者の合計数）の推移をみると、41年の152万人を頂点として、次第に減少し、45年123万人、50年の104万人となり、55年には50年より若干上昇し、107万人となるが、その後は横ばい状態が続くものとみられる。（第6図）

これを、学卒別にみると、中卒労働力人口は、38年に76万人であったのが、55年には、その半数の37万人になり、また、高卒労働力人口は、42年の97万人を頂点として次第に減少し、50年には、67万人に減少し、以後横ばい状態が続き、55年には70万人と40年と同数になる。

このように、新規学卒労働力人口は、41年の152万人を頂点として減少していくと同時に、その中に占める中卒、高卒別の割合は、従来の中卒者から高卒者へと比重が移っていき、18才未満の年少労働力の需給のひっ迫はますます激

第5図 中学・高校卒業者の就職および進学率の推移
(昭和30～55年)



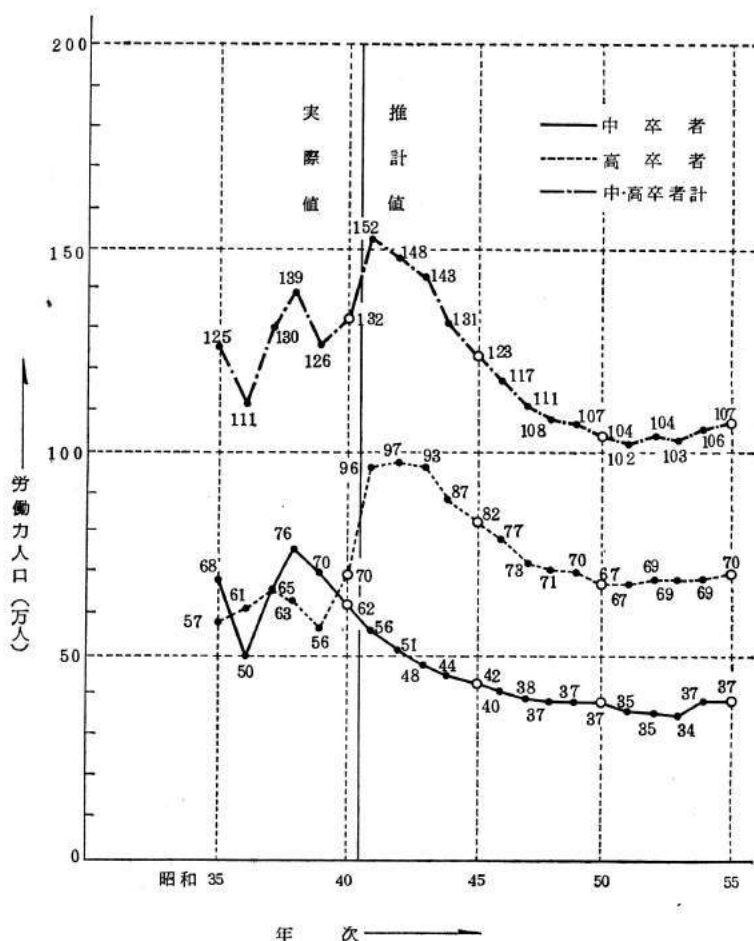
資料出所 30～40年 文部省「学校基本調査」

41年以降 厚生省人口問題研究所（41年12月1日推計）

注1 「進学率」とは、中学校卒業生総数に対する高等学校への進学者数（就職進学者を除く）の割合を示す。

2 「就職率」とは、中学校卒業生総数に対する就職者数（就職進学者を除く）の割合を示す。

第6図 学卒労働力人口の変動
(男女計 35～55年)



資料出所 35～40年 文部省「学校基本調査」
41年以降 厚生省人口問題研究所 (41年12月1日推計)

しいものとなろう。

とくに、新規中卒者の新規学卒者（短大，大学を含む）総数は対する割合は、42年度の30.6%から45年度には23.0%と低下し、50年度には、さらに15.7%に低下するものとみられる。これに対し、高卒者の割合は、42年度の57.4%から50年度の58.9%へと若干上昇し、大きな変動はみられないが、大学卒（高専，短大を含む）では、42年度の12.0%から50年度には25.4%に上昇し、40年度の後半からは、新規大学卒業就職者が、中学卒業就職者を上回るようになるものと予想されている。（第26表）

第26表 学歴別新規学卒就職者構成の見通し (%)

年 次	合 計	中 卒 者	高 卒 者	大学・短大卒者
	%	%	%	%
昭和42年3月卒	100.0 (148)	30.6 (45)	57.4 (84)	12.0 (19)
43	100.0 (148)	27.4 (40)	58.3 (86)	14.3 (21)
44	100.0 (143)	24.6 (35)	58.4 (84)	17.0 (24)
45	100.0 (136)	23.0 (31)	56.1 (76)	20.9 (28)
46	100.0 (135)	20.7 (28)	57.2 (77)	22.0 (30)
50	100.0 (117)	15.7 (18)	58.9 (69)	25.4 (30)

資料出所 昭和42年3月卒 文部省「学校基本調査」

昭和43年3月卒～昭和50年3月卒（労働省職業安定局推計）

注1. 高校は全日制，大学・短大は昼間制である。

2. 大学・短大には高等専門学校を含む。

3. () 内は、就職者数で単位は万人である。

(4) 離転職者と職場への適応

新規学校卒業者を中心とした若年労働力に対する需要は、近年著しいものがあり、求人難はひき続き深刻であることは前述したとおりである。他方、最近では、年少労働者の一部に就職後間もなく安易に離転職する者が少なくない。

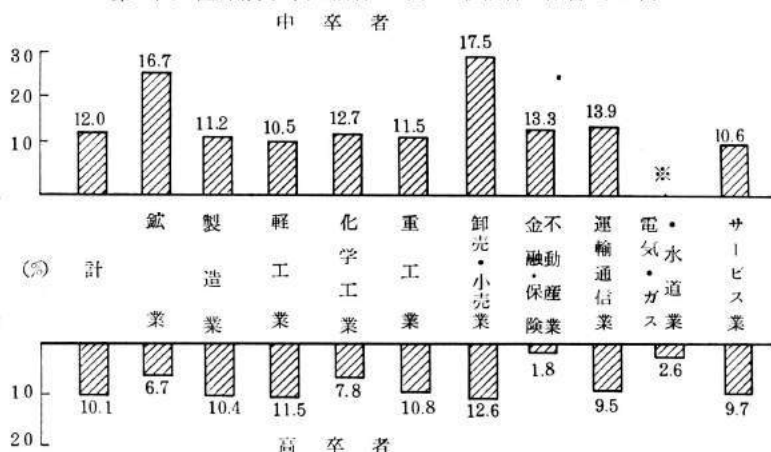
イ 離職状況

新規学卒労働者の職場定着の状況をみると、40年4月に中学校および高等学校を卒業し就職した年少労働者 117万1千人のうち、同年12月までの9カ月間に離職した者は 11万4千人で、離職の割合は中学校卒業生では 12.0%（男子14.5%，女子9.6%），高等学校卒業生では10.1%（男子10.9%，女子9.4%）となっている。換言すると、中学卒業生は約8人に1人，高等学校卒業生では約10人に1人が，就職後9カ月を経ないうちに離職していることとなる。（第27表）

離職者を性別にみると，中卒者，高卒者とも女子にくらべ男子の離職率が高く，特に中卒者においてこの傾向が顕著である。

離職の割合を主要産業別にみると，中卒者においては，卸売・小売業が 17.5%で最も高く，鉱業（16.7%），運輸通信業（13.9%），金融保険不動産業（13.3%）がこれについて高くなっている。高卒者では，中卒者と同様に卸売・小売業が12.6%で最も高く，ついで製造業（10.4%），サービス業（9.7%），運輸通信業（9.5%）の順となっている。中卒者の離職率は，軽工業の場合を除いては，各産業とも高卒者より高い。（第7図，第27表）

第7図 産業別学卒入職者に対する離職者の割合（40年）



資料出所 「労働省「雇用動向調査」

(注) ※印は当該数値が小さいので省略

第27表 学卒入職者に対する学卒離職者の割合

(40年)(%)

区 分	合 計			男 子			女 子		
	計	中 卒	高 卒	計	中 卒	高 卒	計	中 卒	高 卒
(5人以上)	10.3	12.0	10.1	11.3	14.5	10.9	9.4	9.6	9.4
500 人 以 上	6.9	8.0	7.2	7.2	8.7	8.6	6.6	7.7	5.8
100 ～ 499人	9.3	10.5	9.3	10.4	13.3	10.1	8.3	8.2	8.6
30 ～ 99人	10.6	13.8	8.9	11.3	14.4	9.8	10.0	12.7	8.4
10 ～ 29人	17.6	19.3	17.1	19.7	20.1	20.1	15.9	17.6	15.6
5 ～ 9人	14.6	14.0	16.2	18.1	20.9	16.9	11.4	7.3	15.8
(10人以上)	10.2	11.9	9.8	11.1	14.2	10.9	9.3	9.7	9.2

資料出所 労働省「雇用動向調査」

⑩ 入職者は学卒既就業者を含む。学歴計は短大、大学卒を含む。

また、事業所の規模別に離職状況をみると、中学卒、高校卒のいずれにも共通して、大規模事業所よりも小規模事業所において概して離職率が高い傾向がみられる。すなわち、中卒者の就職率は、従業員 500 人以上の場合 8.0 %であるのに対し、10～29人の事業所では19.3%に達している。高卒者についてみても、従業員規模500人以上では7.2%に止まっているのに対し、10～29人の事業所では17.1%となっている。しかしながら、5～9人の零細事業所の場合は、10～29人の小規模事業所よりも離職率が若干低い点が注目される。(第27表)

転職者数を年令別でみると、40年に転職した者は 171万人で、そのうち、20才未満は全体の18.8%で、これに20～24才の年令層(33.8%)を加えると、転職者総数の52.6%はこれら若年労働者によるものである。また、前年と比

第28表 転職者の年令別構成

(%)

性別	計	20才未満	20～24才	25～29才	30～34才	35～49才	50才以上
計	100.0	18.8	33.8	17.7	10.1	14.0	5.5
男 子	100.0	14.7	29.8	20.9	12.5	15.1	7.0
女 子	100.0	25.7	40.5	12.3	6.1	12.4	3.0
39年計	100.0	15.4	33.7	17.6	11.2	16.3	5.8

資料出所 労働省「雇用動向調査」

較すると25才以上の年令層では減少しているのに対し、25才未満の若年労働者の転職者の割合が増加していることが注目される。(第28表)

(イ) 離職理由

これら離職者の離職理由について、労働省が37年3月から41年3月までの中学校および高等学校卒業者について実施した「職場適応状況調査」の結果によると、中卒者、高卒者とも「家の都合等個人的事情によるもの」が最も多く、ついで「事業所に不満があったから」が続ぎ、以上の2つが主な理由にあげられている。(第29表)

第29表 離職者からみた離職理由
(41年5月～8月) (%)

離 職 理 由	中卒者	高卒者
家の都合等個人的事情で	48.1	50.9
事業所に不満があったから	31.2	31.8
他によい事業所があったから	10.4	7.8
事業所の都合で	6.3	7.3
他人に誘われたから	4.0	2.2

資料出所 労働省「職場適応状況調査」

(ロ) 離職と労働条件

離職と労働条件との関係を、労働省が、39年3月中学卒業就業職者について調査した「年少労働者就労状況調査」からみるとかなりの関連性がみられた。

第30表 年少労働者の休日制別離職率の分布 (%)

休 日	計	10%未満	10～29.9%	30～49.9%	50%以上
総 数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
週1日に満たないもの	100.0	24.3	16.7	12.1	46.9
週 休	100.0	45.8	21.2	13.5	19.5
週1日を超えるもの	100.0	66.7	20.0	4.4	8.9
不 明	100.0	90.0	5.0	5.0	—

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

すなわち、まず、休日についてみると、制度として休日が1週につき1日に満たないこととしている事業所の46.9%は、離職率50%以上を示しているが、休日が週1日をこえる事業所では、離職率50%以上を示す事業所は当該休日制をとる事業所の1割にも達していない。この関係は、労働時間についても同様で、労働時間が長くなるとともに離職率もまた高率になる傾向がみられる。(第30～31表)

第31表 年少労働者の労働時間別離職率の分布 (%)

労働時間	計	10%未満	10～29.9%	30～49.9%	50%以上
総数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
42時間未満	100.0	69.2	11.1	5.8	13.9
42時間00分～44時間59分	100.0	54.0	25.7	6.8	13.5
45時間00分～47時間59分	100.0	35.1	29.7	16.0	19.2
48時間	100.0	45.7	19.1	14.1	21.1
48時間01分以上	100.0	51.9	0.9	23.6	23.6
不明	100.0	34.6	42.3	—	23.1

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

さらに、初任給と離職率の関係をみると、初任給が高くなるほど離職率は低い傾向がみられた。(第32表) しかし、昇進制度、人事相談制度、適性検査、配置転換制度、提案制度等の有無と離職率とには、顕著な相関関

第32表 年少労働者の初任給別離職率の分布 (%)

初任給	計	10%未満	10～29.9%	30～49.9%	50%以上
総数	100.0	46.2	21.0	13.2	19.6
8,000円未満	100.0	54.9	8.2	—	36.9
8,000～9,999円	100.0	37.4	19.6	21.5	21.5
10,000～11,999円	100.0	49.1	16.5	15.2	19.2
12,000～13,999円	100.0	43.2	24.0	13.9	18.9
14,000～15,999円	100.0	55.0	20.7	6.5	17.8
16,000以上	100.0	39.5	14.7	16.3	29.5
不明	100.0	59.8	8.4	13.4	18.4

資料出所 労働省「年少労働者就労状況調査」

係はみられないようである。

ロ 職場適応状況

年少労働者の職場における適応および不適応の原因を、労働省の「就職後の補導調査」により、就職後4カ月を経過した時点で、現在の職場に対する継続意志でみると、「現在の職場をやめたい」、「現在勤めている所で他の仕事に変わりたい」、「わからない」という職場適応上、不安定な状態にあるものが、中卒者、高卒者ともほぼ半数以上を占めており、とくに、通勤労働者よりも住込み労働者に多くなっている。(第33表)

第33表 年少労働者就職後の勤務継続意志 (%)

勤務継続意志	中 卒 者		高 卒 者	
	通 勤	住 込	通 勤	住 込
長く勤めたい	52.8	48.9	45.9	37.0
現在勤めているところで他の仕事に変わりたい	10.8	9.7	11.7	11.5
やめたい	3.2	5.2	3.9	9.4
わからない	33.0	36.3	38.3	41.3

はっきり「やめたい」および「他の仕事に変わりたい」と意志表示しているものは、中卒者の場合、通勤14.0%、住込14.9%、

資料出所 労働省「就職後の補導調査結果」

高卒者場合、通勤15.6%、住込20.9%である。

また、勤務を継続する意志を明確にしえないものが中卒、高卒の何れも33～41%に及んでいることが注目される。

さらに、職場に対する不満および離転職にいたる原因を考察すると、年少者が就職事業所を選択する動機とも関係があるように思われる。すなわち、労働省が実施した前記「就職後の補導調査」および「就職後の職場適応状況調査」により、中卒・高卒全就職者およびそのうち離転職した者のそれぞれについて、事業所の選択理由をみると、離転職した者については、本人の適性、能力の発揮、労働条件等よりも「知人、先輩がいるから」とか「友人と一緒にだから」というような仕事と直接関係のない理由があげられている。このことが、就職後事業所に対する種々の不満や不適応を起こす原因の一つとなっているのではないかと推察される。(第34表)

第34表 年少労働者の就職先事業所の選択理由

(%)

選 択 理 由	中 卒 者		高 卒 者	
	①就職者 全 体	②離転職者	③就職者 全 体	④離転職者
賃金等の労働条件がよいから	15.5	8.9	15.2	11.9
仕事が自分にあっているから	33.9	17.7	36.4	20.3
知人、先輩がいるから	14.0	21.7	10.5	17.6
友人と一緒にだから	7.4	11.5	3.6	5.0
他によいところがないから	3.8	9.6	5.7	13.5

資料出所 ①②は労働省「39年3月卒業者就職後の補導調査」

③④は労働省「就職後の職場適応状況調査」

4 職 業 訓 練

(1) 若年技能労働力不足の現状

技術革新の進展を基軸とするわが国経済の高度成長にともない、産業界における技能労働者の不足は著しいものがある。

労働省の「技能労働力需給状況調査」によると、41年度において129万人の技能労働者が不足しており（不足率は16.6%）、最近5カ年間の不足率の推移をみると、41年が前年より5.1ポイント低下したものの、平均20%前後の不足率を示している。（第35表）

第35表 技能労働力の不足状況

不足数および不足率	36年	37年	38年	39年	40年	41年
不 足 数（万人）	116	126	111	164	180	129
不 足 率（%）	20.1	20.5	18.1	22.4	21.7	16.6

資料出所 労働省「技能労働力需給状況調査」

注 1. 不足率(%) = $\frac{\text{調査時以降6カ年間に充足を必要とする技能労働者数(不足数)}}{\text{調査時現在の技能労働者数}}$

2. 調査対象は、昭和39年までは労働者15人以上規模の事業所、40年以降は5人以上規模の事業所である。

(2) 職業訓練

職業訓練法に基づく職業訓練には、公共職業訓練と事業内職業訓練がある。

（第36表）

イ 公共職業訓練

公共職業訓練は、都道府県が設置運営する一般職業訓練所、雇用促進事業団が設置運営する総合職業訓練所および職業訓練大学校ならびに国が設置し都道府県に運営を委託している身体障害者職業訓練所において行なわれている。

41年度は、379カ所において12万2,215人の規模で訓練を行なったが、これを前年と比較してみると、訓練所で15カ所、訓練生で2,515人それぞれ増えてい

第36表 職業訓練実施状況

(41年4月1日現在)

職業訓練		訓練所		訓練生	
		40年	41年	40年	41年
公共職業訓練	一般職業訓練所	カ所 297	カ所 307	人 79,485	人 80,195
	総合職業訓練所	58	63	38,435	40,070
	身体障害者職業訓練所	9	9	1,340	1,400
	職業訓練大学校	1	1	440	550
事業内職業訓練	単 独	事業所 446	事業所 438	31,235	28,797
	共 同	602団体 団体構成事業所数 32,151	599団体 団体構成事業所数 38,002	51,366	54,749
	計	—	—	82,601	83,546

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

る。

なお、公共職業訓練を受けた訓練生のうち、18才未満の年少者の占める割合は、一般職業訓練所、総合職業訓練所ともそれぞれ、訓練生の約60%となっており、また、訓練生の学歴は、中学校卒業者が約80%である。

- (a) 一般職業訓練所——基礎的な知識技能を訓練することを主たる任務とする都道府県立の一般公共職業訓練所は昭和41年度、307カ所において、8万195人に対し訓練を行なった。
- (b) 総合職業訓練所——雇用促進事業団が設置運営する総合職業訓練所は、求職者に対してだけではなく、現に職場にある労働者をも対象に、専門的な技能に関する職業訓練を行なうもので、63カ所において4万70人を対象として訓練を行なった。
- (c) 身体障害者職業訓練所——全国9カ所で、1,400人に対し訓練を行なった。

(d) 職業訓練大学校——職業訓練に関する調査研究、職業訓練指導員の訓練等を行なうことを主たる任務としているが、550人に対し職業訓練指導員の養成訓練を行なった。

ロ 事業内職業訓練

事業内職業訓練は、事業主がその雇用する労働者に対し、企業が必要とする生産に直結した技能を習得させるものであり、企業みずからの責任と負担において実施されるものであるが、この助長振興を図るため、国、地方公共団体等により各種の援助措置が講ぜられている。

事業内職業訓練は、個々の事業主が行なう単独職業訓練と、事業主が共同して行なう共同職業訓練とに分けられ、この事業内職業訓練を最も効果あらしめるために、国は、事業内職業訓練の基準を定め、都道府県知事は、この基準に適合して実施される事業内訓練について事業主からの申請に基づき、その旨を認定するようになっている。この認定を受けた事業内職業訓練を「認定職業訓練」といっている。

事業内職業訓練の基準は、教科、訓練期間、設備、訓練を受ける一単位の訓練生の数、実技の訓練における職業訓練指導員の数および試験について定められている。

訓練職種は、41年4月1日現在で、訓練期間3年のもの167職種（前年162職種）、訓練期間2年のもの28職種（前年26職種）計195職種で、前年同期より7職種増えている。

41年4月1日現在における認定職業訓練の実施事業所は、単独で行なっているもの438カ所、共同職業訓練実施団体599団体（構成事業所数3万8002カ所）で、訓練生総数では、8万3,546人で、そのうち単独職業訓練に属する訓練生数は2万8,797人（34.5%）、共同職業訓練に属する訓練生数は5万4,749人（65.5%）である。

これを前年同期と比較してみると、実施事業所数で5,843、訓練生では945人にそれぞれ増加している。

(イ) 実施事業所の状況

まず、認定職業訓練実施事業所を規模別にみると、ほとんどは従業員15人未満の小規模事業所において実施されている。これを単独職業訓練・共同職業訓練別にみると、両訓練実施事業所の間に大きな差異がみられ、単独職業訓練では、500人以上の大中規模事業所が65.8%を占めており、さらに、約9割が100人以上の事業所によって占められているのに対し、共同職業訓練では、100人未満の事業所が98.4%を占め、特に1～4人の零細事業所が62.6%と全く対照的な構成を示している。この状況は、前年とほぼ同じ傾向である。(第37表)

第37表 事業内職業訓練実施事業所の規模別・訓練形態構成

(昭和41年度)

事業所規模別	総 数	単 独	共 同
計	100.0%	100.0%	100.0%
1～ 4人	61.9	—	62.6
5～ 14人	25.1	0.6	25.4
15～ 99人	10.4	10.3	10.4
100～299人	1.4	11.9	1.3
300～499人	0.3	11.4	0.2
500人以上	0.9	65.8	0.1

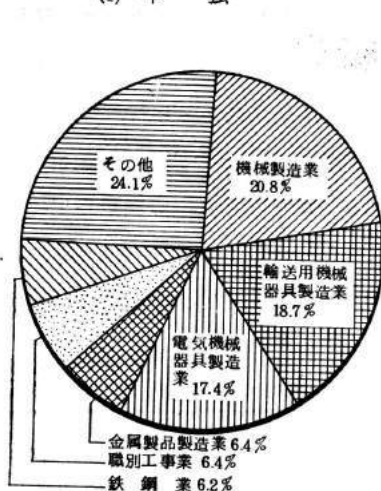
資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

つぎに、認定職業訓練実施事業所を産業別にみると、まず、単独職業訓練では、機械製造業が総数438カ所のうち、91カ所で総数の20.8%で最も多く、ついで輸送用機械器具製造業18.7%、電気機械器具製造業17.4%、金属製品製造業、職別工事業それぞれ6.4%、鉄鋼業6.2%の順で、前年にくらべて職別工事業の増加がめだった。

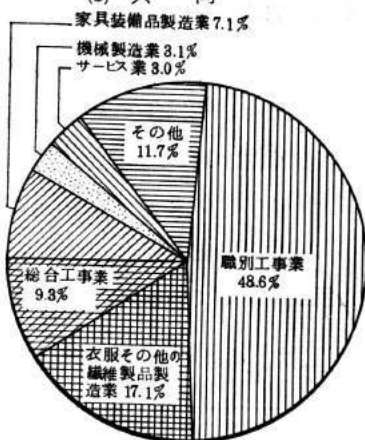
これに対し、共同職業訓練は、単独職業訓練とは異なり、職別工事業が総数の48.6%、1万8,483事業所において実施されており、ついで、衣服その他の繊維製品製造業が17.1%、総合工事業9.3%、家具装備品製造業7.1%、機械製造業3.1%、サービス業3.0%の順で、ほぼ前年と同様の傾向を示している。

(第8図)

第8図 事業内職業訓練実施事業所の産業別構成 (昭和41年度)
(1) 単 独



(2) 共 同



資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

(ロ) 訓練生の状況

訓練生 8 万 3,546 人の訓練状況を、事業所の規模別にみると、従業員 500 人以上の事業所が最も多く、2 万 5,848 人で総数の 30.9% を占め、ついで、5～14 人の事業所 22.4%、5 未満 21.7%、15～99 人 17.1% の順で、100 人～499 人のいわゆる中規模事業所における訓練生が、比較的少ない。これを、訓練形態別にみると、実施事業所の状況と、傾向がほぼ似ており、単独職業訓練では大規模事業所に属する訓練生が多く、これに対し、共同職業訓練は、小零細規模事

第38表 事業内職業訓練生の事業所規模別構成 (昭和41年度)

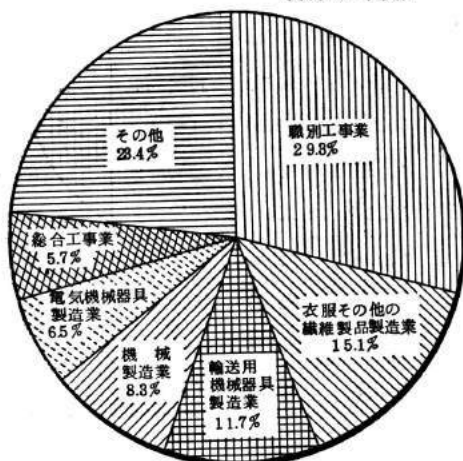
事業所規模別	総 数	単 独	共 同
計	100.0%	100.0%	100.0%
1～ 4人	21.7	0.0	33.1
5～ 14人	22.4	0.0	34.2
15～ 99人	17.1	2.9	24.6
100～299人	5.1	5.0	5.1
300～499人	2.8	5.4	1.4
500人以上	30.9	86.7	1.6

資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

業所の訓練生が多い。(第38表)

また、訓練生を、産業別にみると、職別工事業が総数の29.3%で最も多く、ついで衣服その他の繊維製品製造業15.1%、輸送用機械器具製造業11.7%の順となっている。(第9図)

第9図 産業別訓練生の構成
(昭和41年度)



資料出所 労働省「事業内職業訓練実施状況報告」

ついで、職種別にみると、建築大工が総数の20.6%で最も多く、ついで、機械工10.3%、洋裁工9.2%、左官7.4%、洋服工6.0%、電路工4.5%、仕上工4.3%、建具工3.0%等が主なものである。

なお、これら訓練生総数の46.6%は、住込み労働者であり、とくに、共同職業訓練生では、83.5%も占めている。

ハ 年少訓練生と学校教育

事業内職業訓練をうけた訓練生のうち、18才未満の年少者は、5

万9,853人で総数の71.4%を占めている。これを訓練形態別にみると、単独職業訓練は93.1%を占め、共同職業訓練では60.0%となっている。前年に比較すると、18才未満の労働者の占める割合は、1.1%低下している。最近5年間の推移をみると、「単独」では、年ごとに変動があるが、「共同」については、18才未満の占める割合が若干増加している傾向にある。(第39表)

また、ここ数年間における中学卒業者および高校卒業者の訓練生数の変化をみると、まず、中学卒訓練生では、単独訓練実施事業所および共同訓練実施団体いずれについても、「やや減少している」および「大幅に減少している」とする減少の傾向が過半数をみせている。これに対し、高校卒では、単独訓練、共同訓練ともに、いずれも過半数が「変らない」であり、「低下している」は12

第39表 事業内職業訓練生の年令状況

年 度	単 独			共 同		
	計	18才未満	18才以上	計	18才未満	18才以上
35年 4月	19,445人 (100.0%)	17,632人 (90.7%)	1,813人 (9.3%)	42,696人 (100.0%)	21,027人 (49.2%)	21,669人 (50.8%)
36年 〳	23,134 (100.0%)	21,572 (93.2)	1,562 (6.8)	45,075 (100.0)	21,826 (48.4)	23,249 (51.6)
37年 〳	29,031 (100.0%)	27,389 (94.3)	1,642 (5.7)	43,733 (100.0)	20,938 (47.9)	23,795 (52.1)
38年 〳	31,259 (100.0%)	29,083 (93.0)	2,176 (7.0)	45,162 (100.0)	23,775 (52.6)	21,387 (47.4)
39年 〳	32,413 (100.0%)	30,847 (95.2)	1,566 (4.8)	47,445 (100.0)	27,516 (58.0)	19,929 (42.0)
40年 〳	31,235 (100.0%)	29,195 (93.5)	2,040 (6.5)	51,366 (100.0)	30,658 (59.7)	20,708 (40.3)

資料出所 労働省職業訓練局調べ

～14%になる。このことからみると、全体的には、高卒者の占める割合がやや高まってきている。このように、18才未満の年少者の訓練生の割合が低下し、高校卒訓練生が増加の傾向にあるのは、進学率の増加により、新規中卒者で就職する者が減少したことと、高卒新規雇用労働者の訓練生の増加によるものと

第40表 事業内職業訓練の中学卒・高校卒訓練生数の変化

(昭和41年 4 月末現在)

中 卒 者			高 卒 者		
訓練別	単 独	共 同	訓練別	単 独	共 同
変化事項			変化事項		
やや減少している	39.2%	34.2%	低下している	13.0%	11.4%
大幅に減少している	24.8	26.8	変 ら な い	57.2	52.4
変 ら な い	24.5	21.6	やや高まっている	16.0	31.0
増加している	11.5	17.4	大幅に高まっている	13.8	5.2
計	100.0	100.0	計	100.0	100.0

資料出所 労働省「認定職業訓練実態調査」

思われる。(第40表)

これら年少労働者を含め、職業訓練を受けている訓練生のうち、高等学校に在学しているものは、訓練生総数の8.2%にあたる6,821人おり、その大部分は単独職業訓練に属する訓練生である。訓練生で高等学校に在学する者の割合は、年々増加しており、41年は前年に比べ1,478人増加している。(第41表)

第41表 訓練生の高校通学状況 (人)

年 度	高 校 通 学 者		
	合 計	単 独	共 同
36年4月	3,256	2,962	294
37 〃	3,540	3,218	322
38 〃	4,571	4,171	399
39 〃	5,343	4,719	624
40 〃	6,821	6,043	778
40/36×100	209	204	266

資料出所 労働省職業訓練局調べ

なお、37年度から高等学校の定時制の課程または通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすという、職業訓練

と学校教育との連けい措置がとられているが、この措置が、職業訓練に対する魅力となっているものと思われる。42年3月末現在、この連けい措置がとられている認定職業訓練実施施設は、52カ所(対象人員合計8,327人)となっている。

5 労 働 条 件

年少労働者の労働条件は、若年層の求人難などを反映して、逐年改善されている。41年の初任給は、前年の景気後退の影響などもあって、伸び率は鈍化した。しかしながら、労働時間の短縮の動き、一せいで週休制、一せいで閉店制、最低賃金制等の普及が着実に進んでいる。

(1) 賃 金

年少労働者の初任給、定期給与等の賃金は、若年労働者の求人難等を反映して、逐年上昇の傾向にあったが、41年は、前年の景気後退の影響等をうけて、伸び率は低下した。

イ 初任給

41年3月中学校および高等学校を卒業し、就職した者の初任給は、前年の景気後退の影響等を反映して、両者ともに35年以降の最低の伸び率となった。

(i) 中卒者の初任給

中学校卒業者の初任給は、1万4,080円（中位数、以下同じ）、性別では、男子が1万4,110円、女子は1万4,060円となっている。これを対前年上昇率で見ると、6.0%で前年より12.6ポイント低下した。性別では、男子が7.0%（前年16.5%）、女子が5.5%（前年20.6%）で、女子の鈍化が特にめだった。

産業別の状況をみると、電気・ガス・水道業が1万5,540円で最も高く、以下高い順から運輸通信業の1万5,390円、金融・保険・不動産業の1万4,470円、製造業の1万4,110円、卸売・小売業、建設業、鉱業とつづき、最低は、サービス業の1万1,910円で、最高と最低の差は、100対77とかなりのひらきがある。

(第42表)

なお、全産業の初任給額を100とした指数で、産業別格差をみると、電気・ガス・水道業が110で最も高く、サービス業が85で最も低い。これを、35年と比較してみると、建設業、金融・保険・不動産業およびサービス業は、94,103

第42表 新規学卒者の初任給額の産業別状況

(円)

産 業	中 卒 者			高 卒 者		
	計	男	女	計	男	女
計	14,080	14,110	14,060	17,110	17,550	16,630
鉱 業	12,730	12,710	12,780	16,870	18,570	15,310
建設業	13,180	13,140	13,380	17,240	17,430	16,460
製造業	14,100	14,120	14,090	17,210	17,810	16,339
食料品	13,740	14,270	13,510	16,930	17,720	16,150
繊維衣服	14,140	14,050	14,140	16,580	17,550	16,280
化学関係	14,290	14,060	14,360	18,490	18,770	18,170
金属製品	14,350	14,350	14,360	17,460	17,750	16,430
電気機器	13,810	13,810	13,820	16,930	17,380	16,430
各種機器	14,030	13,990	14,210	17,490	17,940	16,560
その他	14,210	14,320	10,080	17,300	17,810	16,570
卸売業・小売業	13,900	14,240	13,450	16,640	17,440	16,110
金融・保険・不動産業	14,470	15,000	14,390	17,700	17,560	17,740
運輸通信業	15,390	15,380	15,400	17,110	17,290	16,670
電気・ガス・水道業	15,540	15,590	13,890	16,910	17,000	16,730
サービス業	11,910	11,640	12,040	16,090	16,320	15,870

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

85と同指数であり、鉱業および製造業では低下し、これに対し、卸売・小売業、

第43表 新規学卒者の初任給額の産業別格差

(産業計=100)

産 業	中 卒 者			高 卒 者		
	35年3月卒	40年3月卒	41年3月卒	35年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
鉱 業	95	85	90	90	91	99
建設業	94	97	94	95	100	101
製造業	102	100	100	101	101	101
卸売業・小売業	94	98	99	97	98	97
金融・保険・不動産業	103	95	103	113	104	103
運輸通信業	} 103	105	109	} 99	93	100
電気・ガス・水道業		104	110		99	99
サービス業	85	87	85	89	92	94

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

運輸通信業、電気・ガス・水道業では上回った。(第43表)。

また、事業所の規模別にみると、大規模事業所ほど高額であり、従業員 500 人以上の規模の事業所を100(1万4,220円)とすると、100～499人の規模が99, 30～99人の規模が98, 10～29人の規模が96と、規模が小さくなるにしたがい初任給額は低くなっている。しかしながら、性別でみると、男子のみは、500 人以上の規模の事業所を100とすると、100～499人、30～99人、10～29 人の各規模はいずれも102 で逆格差となっており、中小企業における中卒男子労働者への需要の強さを示している。(第44表)

第44表 新規学卒者の初任給額の規模別格差(500人以上=100)

規 模	中 卒 者				高 卒 者			
	40年3月卒	41年3月卒			40年3月卒	41年3月卒		
		計	男	女		計	男	女
500人以上	100	100	100	100	100	100	100	100
100～499人	99	99	102	99	96	98	97	97
30～99人	97	98	102	95	98	97	97	97
10～29人	95	96	102	93	95	95	98	92

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

さらに、地域別の状況をみると、京浜を中心とする南関東が1万4,650円で最も高く、以下東海、京阪神、近畿とつづき、これら労働力の需要地域が一般に高く、1万4,000円台の水準にあり、これに対して低いのは九州、東北などの1万1,000円台で、最高と最低の差は100対80(前年100対76)である。

(四) 高卒者の初任給

高等学校卒業者の初任給は、男女計で1万7,110円(前年1万6,030円)、性別でみると、男子が1万7,550円、女子が1万6,630円となっている。これを対前年上昇率でみると、男女計で6.7%(前年17.4%)と中卒者と同様に35年以降最低の伸び率を示している。性別では、男子が6.8%(前年17.6%)、女子が6.1%(前年18.0%)と男子より女子の方が伸びなやんでいる。

産業別にみると、金融・保険・不動産業の1万7,700円が例年どおり最高で

あり、ついで建設業の1万7,240円、製造業の1万7,210円などが高く、最低は、中卒者と同様にサービス業で1万6,090円となっており、最高と最低の差のひらきは100対91で中卒者にくらべてその差は小さい。(第42表)

また、全産業の初任給額を100とした指数で、産業別格差をみると、金融・保険・不動産業が103で最も高く、サービス業が94で最も低いが、産業別格差は比較的平均化している。(第43表)

事業所の規模別をみると、従業員500人以上規模が最も高く1万7,490円であり、最低は、10～29人規模で1万6,600円となっており、中卒者と同様に、規模が少さくなるにしたがい初任給額は若干低くなっている。(第44表)

さらに、地域別の状況をみても、高卒者は中卒者と同じ傾向にあり、労働力の需要地域である南関東と京阪神がいずれも1万7,640円で最も高く、最低は労働力の供給地域である南九州の1万3,950円で、最高と最低の差は、100対79

(注) 東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)、北関東(茨城、栃木、群馬、

第45表 新規学卒者の初任給額の地域別状況 (円)

地 域	中 卒			高 卒		
	計	男	女	計	男	女
全 国	14,080	14,110	14,060	17,110	17,550	16,630
北海道	12,300	12,840	11,940	16,310	17,210	15,630
東 北	11,790	11,580	11,970	15,000	15,660	13,840
北関東	13,490	13,530	13,470	15,710	16,510	15,230
南関東	14,650	14,800	14,470	17,640	17,870	17,440
北 陸	13,560	13,000	13,710	16,090	16,630	15,450
東 海	14,300	14,230	14,320	17,160	17,790	16,660
近 畿	14,260	14,320	14,250	17,030	17,600	16,700
京阪神	14,290	14,510	14,160	17,640	17,870	17,370
山 陰	12,680	12,300	13,670	14,490	15,330	13,490
山 陽	13,520	12,130	13,660	16,220	17,630	15,110
四 国	13,250	13,150	13,320	15,750	16,410	14,310
北九州	11,980	11,720	12,230	15,080	15,770	14,560
南九州	11,690	11,370	13,110	13,950	15,190	13,490

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

山梨、長野)、南関東(埼玉、千葉、東京、神奈川)、北陸(新潟、富山、石川、福井)、東海(岐阜、静岡、愛知、三重)、近畿(滋賀、奈良、和歌山)、京阪神(京都、大阪、兵庫)、山陰(鳥取、島根)、山陽(岡山、広島、山口)、四国(徳島、香川、愛媛、高知)、北九州(福岡、佐賀、長崎、大分)、南九州(熊本、宮崎、鹿児島)

第46表 新規学卒者の初任給額の地域別格差 (南関東=100)

地 域 別	中 卒		高 卒	
	40年3月卒	41年3月卒	40年3月卒	41年3月卒
北海道	84	84	90	92
東北	76	80	83	85
北関東	91	92	89	89
南関東	100	100	100	100
北陸	96	93	88	91
東海	99	98	99	97
近畿	98	97	97	97
京阪神	99	98	100	100
山陰	91	87	83	82
山陽	95	92	89	92
四国	93	90	86	89
北九州	81	82	85	85
南九州	77	80	78	79

資料出所 労働省職業安定局「昭和41年3月新規学卒者の初任給調査」

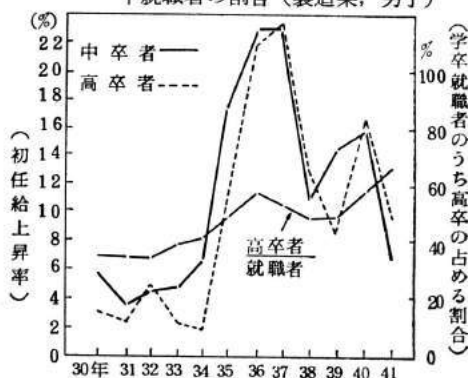
(前年100対78)と前年とほぼ同様であった。(第45、46表)

(イ) 新規学卒者初任給の動向

最近における中学卒および高校卒の新規学卒者の初任給の伸び率は鈍化の傾向にあるが、その推移をみると、次のとおりである。

昭和30年代初めには、初任給の上昇率は、おおむね平均賃金なみの伸び率を示していた。しかし、34~35年ごろから上昇率が急激

第10図 新規学卒者初任給上昇率と高校卒就職者の割合(製造業、男子)



資料出所 労働省「新規学卒者初任給調査」33~38年、40~41年、「雇用動向調査」39年

に強まり、とくに36～37年には、前年比20%以上の増と著しく上昇率が高まった。その後次第に増勢が弱まり、41年に前述のように、景気後退等による労働力需給が一時的にやや緩和したことの影響もあって、前年比1割以下の上昇率となった。(第10図)

また、42年3月新規学卒者初任給の傾向をみると、初任給の上昇率はそれほど高まっているとはみられない。たとえば、東京都労働局の「求人初任給調査」によると、42年の求人初任給の上昇率は、41年のそれをやや上回る程度である。(第47表)

第47表 求人初任給および実績初任給の上昇率(東京都)

(単位%)

区 分	男 子		女 子	
	中卒者	高卒者	中卒者	高卒者
求人初任給42年/41年	8.7	6.1	8.3	5.2
41/40	6.7	5.0	6.6	10.9
実績初任給 41/40	7.6	7.0	8.1	7.0

資料出所 東京都労働局「学卒者の求人賃金」

この動きを中卒者、高卒者別にみると、30年はじめは、新規学卒就職者の7割近くが中卒者で占められた程で、中卒就職者の割合が高かった30年代の前半は、中卒者の方が高卒者よりも労働力需給の引き締まりの度合いが強かった。これらのことを反映して、中卒者の初任給は、30年と37年の間に2.3倍増となり、高卒者の同期間1.9倍増より伸び率が大きかった。しかし、40年頃から中卒就職者は高卒就職者より減少して、中卒者から高卒者への代替がみられるようになるにつれ(41年における新規学卒就職者中に占める中卒就職者の割合は約3割)、初任給は、37～41年には、中卒者、高卒者ともに1.5倍増と伸びの差がなくなってきた。したがって、最近における初任給の水準決定は、中卒者の初任給よりは、高卒者初任給の方が重要な意味をもつようになってきている。

このほか、最近、初任給の事業所規模間の格差がほとんどなくなっている。

る。すなわち、30年当時は、中小企業の初任給は、中卒者、高卒者ともに大企業の初任給の約4分の3にすぎなかった。しかし、36～37年には規模間格差がなくなるとともに、その後、中小企業の初任給が、大企業の初任給を若干上回るようになった。(第48表)

第48表 新規学卒者の規模別初任給上昇率の推移(製造業、男子)

(単位 %)

年	中 卒 者				高 卒 者			
	計	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人	計	500人 以上	100～ 499人	30～ 99人
29～31年	9.0	6.1	8.5	9.8	5.3	6.6	3.6	3.4
31～33	9.0	4.0	13.5	13.6	7.0	13.0	10.4	10.9
33～35	23.6	13.5	18.8	24.5	12.7	9.9	12.4	17.4
35～37	51.0	40.7	48.0	53.4	49.8	39.6	47.7	52.6
37～39	26.6	27.6	26.3	27.8	22.2	22.0	23.2	18.1
39～41	23.3	21.4	23.4	23.5	23.3	26.2	24.3	24.1

資料出所 労働省「新規学卒者初任給調査」29～38年、40～41年「雇用動向調査」39年

口 賃 金

41年の20才未満の年少労働者の賃金(定期給与額)は、18才未満の者の場合1万5,400円、18～19才の者の場合は1万8,700円で、前年より、1,500円それぞれ高くなっている。

このように年少労働者の賃金は、逐年上昇してきていたが、対前年上昇率をみると、41年は景気後退、新規学卒就職者初任給の上昇鈍化等の影響をうけて、18才未満の者10.8%(前年16.8%)、18～19才の者8.7%(前年10.3%)と低下している。この傾向は、おおむね他の年令層に共通して現われていることであるが、18才未満の者の上昇率の大巾な減少が特にめだった。(第49表)

また、製造業の男子労務者について、41年の定期給与額(平均月間きまって支給する現金給与額から超過労働給与額等を差し引いたもの)の対前年上昇率を事業所規模別にみると、18才未満の年少労働者は、従業員1,000人以上規模において10.6%(前年16.5%)、100～999人規模8.3%(同11.6%)、10～99人

第49表 25才未満労働者のきまって支給する給与の推移 (円)

区分	年令	18才未満	18～19才	20～24才
	年			
全産業	37	9,318(19.9)	12,319(17.8)	15,928(16.0)
	38	10,267(10.2)	13,833(11.6)	17,809(11.8)
	39	11,900(15.9)	15,600(12.8)	20,100(12.9)
	40	13,900(16.8)	17,200(10.3)	22,200(10.4)
	41	15,400(10.8)	18,700 (8.7)	24,500(10.4)
製造業	37	9,851	12,494	15,823
	38	10,698	13,749	17,524
	39	12,400	15,800	20,000
	40	14,100	17,300	22,100
	41	15,200	18,900	24,500

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

注 () 内の数字は対前年上昇率である

第50表 25才未満労働者の定期給与額の対前年上昇率
(製造業, 労務者男子) (%)

企業規模	年	18才未満	18～19才	20～24才
計	37	16.7	15.6	14.4
	38	9.4	9.0	10.0
	39	17.8	14.2	14.5
	40	11.3	7.8	9.4
	41	7.4	8.8	11.0
1,000人以上	37	16.6	11.9	12.3
	38	9.0	6.5	8.5
	39	13.8	11.8	11.4
	40	16.5	9.2	9.8
	41	10.6	11.6	12.1
100～999人	37	19.0	14.9	13.1
	38	8.8	9.1	9.1
	39	16.6	16.8	14.2
	40	11.6	6.1	9.2
	41	8.3	7.9	12.9
10～99人	37	15.2	18.7	17.1
	38	9.3	11.1	12.3
	39	18.8	15.5	16.8
	40	12.2	8.1	10.3
	41	5.1	7.5	8.6

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

規模5.1%（同12.2%）と、規模が小さくなるにしたがい上昇率が低下しており、10～99人規模の上昇率は前年より、7.1ポイントも大巾に低下している。18～19才の年少労働者についてみると、1,000人以上、100～999人ともに若干上昇しているが、10～99人規模では0.6ポイント低下している。（第50表）

このように、小規模事業所における製造業男子若年労働者の賃金上昇率は、大規模のそれを下回ったため、ここ数年来続けてきた中小規模の若年層の賃金が大規模のそれを上回る傾向は、41年においてはかなり弱まっている。すなわち、大規模を100とする小規模の賃金の割合は、18才未満では、39年115、40年111と小規模が大規模を1割以上も上回っていたが、41年には105に低下し、18～19才層では、39年108、40年106、41年102と、また、20～24才層では、39年108、40年109、41年105といずれも大規模へ下降的に接近してきている。（第51表）

第51表 25才未満労働者の年令別・規模別賃金格差の推移（製造業・労働者男子）
（1,000人以上=100）

年令階級	年	1,000人以上	100～999人	10～99人
18才未満	37	100	104	109
	38	100	104	110
	39	100	107	115
	40	100	102	111
	41	100	100	105
18～19才	37	100	97	100
	38	100	99	104
	39	100	101	108
	40	100	101	106
	41	100	97	102
20～24才	37	100	98	100
	38	100	99	103
	39	100	101	108
	40	100	101	109
	41	100	101	105

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

第52表 25才未満労働者の男女別賃金格差(製造業、規模計)

(男子=100)

年齢階級	35年	40年	41年
18才未満	89	92	93
18～19才	76	81	81
20～24才	65	69	68

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

なお、製造業における規模計の男子を100とした指数で、男女別の賃金格差をみると、18才未満の者の場合、35年は89であったものが、40年92、41年93と、逐年格差が小さくなってきている。18～19才の者の場合は、40年と41年は81と同指数であり、18才未満の者

にくらべて、格差が約10大きくなっている。(第52表)

ハ 最低賃金決定状況

最低賃金制は、34年7月の最低賃金法施行以来順調に普及し、42年3月末現在では、適用労働者数は552万2千人であって、41年度末を目標とした「最低賃金推進計画」の対象労働者数437万5千人を114万7千人上回っている。

法条項別にみると、法第9条の業者間協定にもとづく最低賃金が、2,055件と全体の84%を占めており、ついで、法第10条の業者間協定にもとづく地域の最低賃金が359件、法第16条の最低賃金審議にもとづく最低賃金10件、法第11条の労働協約にもとづく地域の最低賃金6件となっている。

また、最低賃金適用労働者数を産業別にみると、製造業が397万8千人(72%)、非製造業が138万6千人(26%)、その他9万人(2%)となっている。業種別にみると、最も多いのが金属・機械等の製造業の156万人(28%)、ついで、繊維工業72万人、サービス業68万人等が上位を占めている。とくに、年少労働者が数多く雇用されているとみられる、食料品製造業、繊維工業、金属機械等製造業、卸売・小売業、サービス業等において最低賃金制が普及していることは、年少労働者の労働条件の向上に大きく寄与しているものといえる。

(2) 労働時間・休日

労働基準法は、年少労働者を保護するために、①労働時間および休日については、災害の場合を除き、15才未満の児童は、就業時間を通算して1日7時間1週42時間、18才未満の年少者は、1日8時間、1週48時間をこえて労働させ

ること、②原則として午後10時から翌日午前5時までの深夜に労働させること、
③休日に労働させることをそれぞれ禁止している。

イ 労働時間の短縮

最近、労働条件改善の一環として、労働時間の短縮を行なう事業所がかなりみうけられる。

労働省が行なった「賃金労働時間制度総合調査」によれば、39年10月～41年9月の2カ年間に労働時間短縮を行なった事業所の割合は、全調査事業所の25.2%となっている。この労働時間短縮の内容をみると、「1時間以上3時間未満」短縮した事業所が約5割を占め、「1時間未満」のもの23.6%、「3時間以上6時間未満」は24.4%となっている。また、労働時間の短縮方法では、「終業時刻の繰り上げ」によるものが45.2%、つづいて「週休2日制」が19.6%となっている。これを規模別にみると、所定労働時間の短い大企業では「週休2日制」が52.9%にものぼっているのに対し、中小企業では、終業時刻の繰り上げ（54.1%）、始業時刻の繰り下げ（21.4%）、休憩時間の延長（16.3%）といった1日当りの労働時間短縮によるものが9割をこえている。（第53表）

第53表 週当たり所定労働時間短縮状況別事業所構成比

（単位 %）

産業・規模	短 縮 時 間				短 縮 方 法							
	1時間 未 満	1時間 以 上 3時間 未 満	3時間 以 上 6時間 未 満	6時間 以 上	① 始業時 刻の繰 り下げ	② 終業時 刻の繰 り上げ	⑧ 休憩時 間の延 長	①②③ の総合	半日休 制の実 施	週休2 日制の 実施	そ の 他	
産 業 計												
規 模 計	23.6	49.0	24.4	3.0	17.1	45.2	11.2	4.4	7.1	19.6	10.1	
5,000人以上	22.3	48.5	26.7	2.4	9.7	18.9	12.6	0.5	5.8	52.9	14.6	
30～99人	24.5	51.0	21.4	3.1	21.4	54.1	16.3	10.2	6.1	1.0	6.1	
製 造 業												
規 模 計	24.3	50.6	22.8	2.3	16.2	44.2	12.5	4.2	5.2	23.3	9.1	
5,000人以上	20.3	53.4	26.4	—	6.1	17.6	9.5	0.7	3.4	62.2	12.2	
30～99人	29.4	52.9	15.7	2.0	21.6	60.8	27.5	3.9	2.0	—	2.0	

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」41年10月

つぎに、41年における週当り所定労働時間別労働者分布をみると、調査産業計では、週48時間制が全体の42.9%で最も多いが、週42時間制も17.4%ある。これを産業別にみると、労働時間は、一般に金融・保険業や電気・ガス・水道業が短かく、建設業や鉱業が長く、週48時間制が大部分である。製造業のなかでは、食料品、繊維、出版印刷などが比較的長く、週48時間制のところが50%を上回っている。(第54表)

第54表 産業別にみた所定週労働時間階級別労働者分布

(単位 %)

産 業	39時間59分以下	40時間00分	40時間01分～41時間59分	42時間00分	42時間01分～44時間59分	45時間00分	45時間01分～47時間59分	48時間00分
産 業 計	4.1	1.3	2.5	17.4	10.3	6.5	11.0	42.9
鉱 業	2.8	—	—	14.1	3.2	5.3	0.4	70.9
建 設 業	1.4	0.5	2.2	5.4	4.9	2.6	2.9	72.6
製 造 業	1.4	1.0	1.4	21.5	11.4	6.9	12.2	40.9
食 料 品	1.3	0.2	1.3	14.2	0.9	5.2	4.3	69.7
繊 維	0.8	—	1.0	0.4	1.6	2.9	36.2	54.0
出 版 印 刷	0.3	1.5	0.9	26.4	7.0	1.4	10.6	51.6
化 学	3.8	0.5	1.4	43.9	11.2	10.3	5.3	22.0
窯 業	1.3	—	2.1	22.5	5.1	8.5	6.4	50.3
鉄 鉱	1.0	0.1	0.4	54.6	6.6	3.7	7.3	23.9
非鉄金属	2.0	0.0	0.8	52.2	11.3	4.3	2.5	26.2
機 械	1.7	0.8	2.5	20.5	16.4	8.3	14.4	33.3
電気機器	1.7	5.5	2.6	9.6	39.8	11.7	12.2	15.1
輸送用機器	0.3	0.7	1.6	50.7	12.7	5.6	8.2	20.1
卸売小売業	6.7	1.5	0.8	8.4	10.5	8.0	11.3	45.5
金融保険業	32.1	5.8	12.5	14.6	14.1	4.9	10.7	4.1
運輸通信業	4.9	0.8	1.4	14.2	6.6	5.8	5.2	51.1
電気ガス水道業	—	14.4	58.9	16.0	4.8	3.0	0.6	0.1

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」41年10月

さらに、製造業を規模別にみると、5,000人以上規模では週42時間ないし、それを下回るところに6割以上の労働者が集中しているが、30～99人規模では5.1%にすぎない。また、反対に週48時間制のものは30～99人で約7割となっている。

ロ 一せい週休制の実施状況

このように1日当りの労働時間短縮の動きから、最近では、週休2日制など週または月を単位とする短縮を行なおうとする事業所が多くなってきている。

全国中小企業団体中央会の「中小企業における余暇利用状況調査」によると1日の労働時間短縮以外に、今後の労働時間短縮の方法として、週休2日等の休日の増加を採用しようとする事業所がみられる。この傾向は、100人以上の規模の事業所で多く、これに対し、10～99人規模では、土曜日を半日にするかまたは年次有給休暇を多くするものの割合が多い。(第55表)

第55表 今後の労働時間短縮の方法

(単位 %)

規 模 別	1日の労働時間 の短縮	週休2日等休 日の増加	土曜日を半日 にする	年次有給休暇 を多くする
10～29人	23.1	13.6	31.0	21.3
30～99人	22.6	19.0	36.8	15.3
100～299人	26.5	25.9	29.9	13.7
1,000人以上	17.2	58.6	10.3	7.8

資料出所。全国中小企業団体中央会「中小企業における余暇利用状況調査」41年1月

また、労働省が、小零細規模の卸売・小売業サービス業等の事業所に雇用される労働者の労働条件の向上をはかるため、33年以降普及に努めている「一せい週休制」の実施状況をみると、つぎのとおりである。

一せい週休制適用労働者数は、年々増加し、34年には、128万人であったのが、42年1月現在では、249万人に達し、商業およびサービス業における従業員300人未満事業場の労働基準法適用労働者総数588万人の42%が、一せい週休制の適用をうけていることになる。一せい週休制の内容をみると、「月一回一せい、他は交替」の割合が減少している反面、「完全一せい週休制」の割合が高まるなど、その質的改善がすすんでいる。(第56表)

ハ 一せい閉店制の実施状況

中小商業、サービス業等における事業主相互の自主的申し合せによる「一せい閉店制」の採用を、労働省は、35年12月以降全国的に推進してきた。この一

第56表 一せいで休制適用労働者数の推移

(制度普及以来～42年1月1日)

区分 年 年	計		完全一せいで休		月3回一せいで 他交替		月2回一せいで 他交替		月1回一せいで 他交替	
	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
34	1,288,694	100.0	386,867	30.0	59,300	4.6	234,569	18.2	607,958	47.2
35	1,971,119	100.0	502,276	25.5	79,137	4.0	705,387	35.8	684,319	34.7
36	2,046,025	100.0	589,060	28.8	117,461	5.8	694,024	33.9	645,477	31.5
37	2,145,708	100.0	666,874	31.1	271,614	12.7	809,974	37.7	397,246	18.5
38	2,323,959	100.0	755,814	32.5	367,578	15.8	884,538	38.1	316,026	13.6
39	2,391,198	100.0	784,190	32.8	429,807	18.0	879,345	36.8	297,847	12.4
40	2,465,611	100.0	847,974	34.4	470,741	19.1	871,891	35.4	275,005	11.1
41	2,495,030	100.0	871,049	34.9	488,742	19.5	879,052	35.2	256,187	10.4

資料出所 労働省労働基準局調べ

せいで閉店制は、商店街等が協力して一定の時刻に一せいでに閉店することにより、商店労働者の恒常的な長時間労働の状態を改善するものである。

一せいで閉店制適用労働者数は、36年に68万人であったものが、42年1月現在では136万人と36年の適用労働者数の2倍に達している。また、商業およびサービス業の従業員300人未満の事業場の労働基準法適用労働者総数588万人の23%にあたる労働者が、一せいで閉店制の適用をうけている。その内容をみると、「午後8時01分～午後9時」の割合が減少し、これに対し、「午後7時01分～午

第57表 一せいで閉店制適用労働者数の推移

(制度普及以降～42年1月1日)

区分 年 年	総 数		午後7時以前		午後7時01分 ～午後8時		午後8時01分 ～午後9時	
	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率	労働者数	比率
	人	%	人	%	人	%	人	%
36	687,100	100.0	—	—	—	—	—	—
37	1,037,324	100.0	72,516	7.0	28,852	2.8	935,956	90.2
38	1,092,917	100.0	121,552	11.1	176,214	16.1	795,151	72.8
39	1,114,109	100.0	145,648	13.1	195,437	17.5	773,024	69.4
40	1,331,230	100.0	222,467	16.7	297,214	22.3	811,549	61.0
41	1,361,359	100.0	213,271	15.6	375,559	27.5	772,529	56.9

資料出所 労働省労働基準局調べ

後8時」または「午後7時以前」の割合が増加の傾向にあり、労働時間の短縮がすすんでおり、これら事業所に雇用されている年少労働者の労働条件の改善がはかられている。(第57表)

(3) 労働保護法規違反状況

労働基準法は、年少労働者の特質にもとづき、その就業について使用できる最低年令、労働時間、休日、深夜業、危険有害業務への就労等について特別の制限規定を設け、全国343労働基準監督署では、同法の実効を期し監督を実施している。

41年4月から42年3月末までに定期監督を実施した事業場数は22万940で、このうち、13万1,735事業場において法条項違反が発見された。このうち、年少労働者関係の条項違反状況をみると、労働時間に関するものが8,892事業場で最も多く、ついで、休日に関するもの3,472事業場、就業制限(技能経験)に関するもの1,188事業場、深夜業の禁止に関するもの1,015事業場などが発見された。また、最低年令に関する違反事業場の71%が商業であることは、特に注目された。(第58表)

第58表 定期監督実施状況 (41年4月～42年3月)

業種		事項	監督 実施事業場数	違反 事業場	年少労働者関係主要法条項違反						
					労働時間	休日	深夜業	最低年令	※ 抗内労働	※ (就業制限 技能経験)	※ (就業制限 危険有害)
業種計			220,940	131,735	8,892	3,472	1,015	285	13	1,188	801
主要産業	製造業		95,491	61,662	6,735	2,060	748	37	0	588	375
	建設業		83,448	43,259	315	217	51	23	11	382	304
	商業		6,001	4,665	686	421	59	204	—	0	0
	接客業		2,325	2,011	363	294	72	11	—	11	7

注) ※は、年少労働者以外の女子の違反を含む。

資料出所 労働省労働基準局調べ

(4) 労働災害

41年における労働災害による死傷者数は、約68万6千人であり、前年にくらべ9,000人減少している。これを休業8日以上を要する傷病者及び死亡者についてみると、全産業で40万5,361件であり、そのうち18才未満の年少労働者の死傷件数は、1万4,783件で全体の36%（前年より2,177件減少）を占めている。また、労働者1,000人あたりの災害発生率でみると、全産業15.3に対し、年少労働者は10.4で、4.9の差がある。

つぎに、年少労働者の産業別災害発生状況（休業8日以上）をみると、工業1万75件（68.1%）、建設業2,531件（17.1%）、運輸業763件（5.2%）の順で続いている。また、災害発生率では、林業、鉱業、建設業、貨物取扱等が高い。

（第59表）

第59表 産業別の死傷災害発生状況の推移

区 分	38 年		39 年		40 年		41 年	
	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満	全労働者	18歳未満
計	死傷件数 発生率	440,547人 19.2	17,866人 12.5	428,558人 17.7	18,850人 12.6	408,331人 16.2	405,361人 15.3	14,783人 10.4
工 業	死傷件数 発生率	160,304 16.3	13,801 14.1	160,324 15.8	14,099 14.5	149,550 14.4	145,302 13.7	10,075 11.1
鉱 業	死傷件数 発生率	50,043 132.3	106 58.6	41,930 121.0	111 81.3	42,349 127.9	39,593 129.2	104 66.1
建 設	死傷件数 発生率	124,385 45.2	1,776 63.9	120,420 40.8	2,265 66.0	113,444 36.0	117,036 34.7	2,531 59.2
運 輸	死傷件数 発生率	25,453 19.0	801 25.6	26,849 19.4	900 25.5	28,275 19.6	30,990 20.3	763 20.3
貨物取扱	死傷件数 発生率	34,228 81.5	335 96.0	33,399 61.5	301 76.8	29,730 66.3	26,324 58.1	186 48.1
林 業	死傷件数 発生率	25,946 65.6	197 56.4	24,788 76.6	172 56.6	22,486 57.1	22,137 59.1	148 120.9
その他の 事 業	死傷件数 発生率	20,188 2.6	850 2.2	20,848 2.4	1,002 2.5	22,497 2.5	23,979 2.4	976 2.3

資料出所 労働省労働基準局調べ

- (注) 1. 労働基準法施行規則第57条により年末までに報告された休業8日以上の死傷件数
2. 産業区分は、労働基準法第8条による
3. 発生率 = $\frac{\text{死傷件数}}{\text{労働者数}} \times 1,000$

6 年少労働者の福祉

年少労働者の健全な育成のための施策の一環として、近年、その福祉について関心が高まり、労働省として以下の制度の充実につとめている。

(1) 年少労働者福祉員の活動

労働省では、33年より中小企業における年少労働者の福祉増進をはかるため、中小企業団体に「年少労働者福祉員（以下「福祉員」）という。）を自主的に設置するように勧奨している。設置された福祉員には、労働大臣より奨励状が交付され、研究講習会等の開催、資料の作成提供などによりその傘下中小企業主の自主的な活動を指導援助している。福祉員数は、41年12月末現在2万270人である。

41年度における福祉員の活動範囲は、年少労働者の離転職対策、教育訓練の勧奨、余暇善用、労働条件の向上、労働環境の整備に関する指導など、中小企業に従事する年少労働者の福祉全般にわたっている。

具体的活動は、おおむね次のとおりである。

- 年少労働者のグループ活動の指導援助
- 年少労働者の資質向上のための実務講習や教養講座の開催等
- 使用者に対する年少労働者の使い方の啓発
- 一せい週休制、一せい閉店制、最賃制の実施等労働条件の改善、各種社会保険への加入促進
- 年少労働問題の相談の受理指導
- 映画鑑賞会、各種運動会等のレクリエーションの実施
- 新入社員の勧迎会、優良従業員の表彰など年少労働者の激励等の実施
- 共同給食施設、共同宿舎、山の家等の施設の充実
- 年少労働者の声をきくための座談会や調査の実施

なお、40年度より中小企業の労働対策として実施してきている中小企業集団

を対象とする労務管理改善事業の推進に、福祉員の活動を関連させ、より効果のある福祉活動を行なっている。たとえば、佐賀県唐津地区の中小企業集団においては、同集団の補助事業中の福祉活動のうち、年少労働者を対象とするレコードコンサート、ソフトボール大会、サイクリング大会、卓球大会、講習会等を福祉員が中心となって実施している。

(2) 余暇利用施設

勤労青少年にとっても、最近における労時間の短縮、生活様式の合理化等の変化により、余暇時間は増大しつつある。

経済企画庁の41年9月に行なわれた「独身勤労者消費動向調査」によると20才未満の独身勤労者（東京、大阪、札幌、北九州地区）のレジャーの費用は、月平均1人当たり、1,570円で、収入の10.2%にあたっている。このレジャー費用は、映画（64%）、パチンコ（27%）、スポーツ（25%）、プロ野球観戦（22%）、ボーリング（23%）などに主として費消されている。

勤労青少年の余暇利用施設としては、この調査の語るように、パチンコ屋、マージャン屋等の商業施設もあるが、これら商業施設は、余暇善用の施設として必ずしも好ましいものばかりではない。もちろん、商業施設で、キャンプ場、スキー場その他各種スポーツ施設などで健全な使用を期待されるものもあるが、全般的にみて、勤労青少年が余暇に気軽に利用できる健康な安い施設が十分とはいえない現状にある。

内閣総理大臣広報室が、40年12月に行なった「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」によると、余暇を過す施設について整備を希望しているのは、公園・緑地、スポーツ施設、青年の家等の集会場、友人と時を過すことができるロビーのような場所などである。

また、スポーツ、娯楽、社交など余暇を過す施設一般に対する希望を勤労青少年についてみると、施設の設備内容は別として、施設が近所にあることを条件とする者が最も多い。学生・生徒とくらべてみると、勤労青少年は、使用料

の安いことと夜間も利用できることをあげている者が多いことが注目される。

(注1～2)

注1 作ってほしい余暇施設

作ってほしい施設を具体的にあげた者	24%
どんな施設を作ってほしいか	
公園、緑地	8%
青年の家、学生会館、公民館などの集会場	6
スポーツ施設	6
ロビーなどのある簡単に人とおちあえる施設	6

資料出所 内閣総理大臣広報室「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」
(回答はM.A)

注2 余暇を過す施設に対する要望

	計	勤労青少年	学生・生徒
近所にあること	56%	55%	57%
雰囲気がいيこと	51	49	52
設備、道具などが整っていること	38	34	43
使用料、入場料が安いこと	25	29	22
夜間でも利用できること	18	27	10
使用手続が簡単なこと	18	15	20
すいていること	17	17	16
広いこと	15	12	18
指導者が揃っていること	12	11	13

資料出所 内閣総理大臣広報室「青少年の余暇活動のための施設に関する世論調査」
(回答はM.A)

なお、中小企業においては、住宅、レクリエーション施設等の厚生施設が充実してないことが、若年労働者の求人難、確保難に拍車をかけていると思われる。

すなわち、中小企業庁が、41年11月に行なった「中小企業労働問題実態調査」によると、中小企業の28.8%、大企業の27.8%は「住居、スポーツ、教育等に関する福利厚生施設が不十分だから」労働者を雇い入れることができないし、また、定着させることができないとしており、さらに、今後における求人対策としてもやはり「福利厚生施設、レクリエーションなどを充実する」ことが必要であるとするものが、中小企業で31.5%、大企業で37.0%と、「賃金の引上げ」

等他の理由よりも多い。これを前年と比較すると、賃金の引き上げの割合が減少し、福祉厚生施設の充実の割合が増加している。(第60, 61表)

第60表 中小企業の求人難・確保難の原因

(%)

規 模	待遇や労働時間はほぼ同じなのに大企業に吸収されたり引き抜かれたりするから	社宅や寮などの住宅施設が不十分だから	保健施設や教養文化施設等の福利施設が不十分だから	賃金が高他の企業に比べて低いから	企業のPR, 集団求人方式等の採用方法の充実が不十分だから	その他	合 計
中小企業計	22.3	14.5	14.3	13.6	9.4	25.9	100.0
300 人以上	23.1	13.9	13.9	11.6	11.6	25.9	100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

第61表 中小企業の求人確保の今後の対策

(%)

規 模	福利厚生施設レクリエーションなどを充実する	賃金の引き上げ	作業環境の整備	労使関係を安定化し、職場を明るくする	その他	特に対策を講じない	計
中小企業計	31.5	20.6	10.9	8.9	18.7	9.4	100.0
300 人以上	37.0	17.6	11.2	9.0	14.4	10.8	100.0

資料出所 中小企業庁「中小企業労働問題実態調査」

イ 勤労青少年ホーム

勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)は、労働省が、32年度から福祉施設に恵まれない中小企業に働く青少年に対し、憩い、趣味、教養、スポーツ等余暇善用の場を与え、働く青少年の健全な育成をはかるとともに、中小企業の労働生産性の向上に資することを目的として設置した施設である。

この施設は、国の補助により地方公共団体が設置運営することになっており、設備としては、ホール、講習室、図書室、集会室、娯楽室、休養室、相談室、浴室またはシャワー設備、軽運動設備等ホームが実施する各種事業に必要な設

備を設けることになっている。

ホームは、40年度までに33カ所設置されていたが、41年度に18カ所新設されたので、合計51カ所となった。41年度にホームを設置した地方公共団体は、滝川市、根室市、帯広市、青森市、横手市、水戸市、鹿沼市、足利市、茂原市、高田市、三条市、金沢市、静岡県（設置場所富士市）、清水市、豊橋市、大津市、尼崎市、高砂市である。（附表第2表勤労青少年ホーム設置一覧参照）

ホームが行なう主な事業は、次のとおりである。

- 一般教養および実務教育に関する講演会、講習会、座談会等の開催
- 生活相談、職業相談、苦情処理、就職後の補導等の保護および指導
- 映画、演劇、音楽会の開催、趣味、教養、娯楽設備および運動設備の利用等のレクリエーションの促進

○ グループ活動に必要な講習室、集会室その他の設備を利用させる事業
つぎに、ホールの利用状況をみると、41年度上半期における利用者数は、延べ54万9,344人（31ホーム）で、月間平均利用者数は2千人～4千人未満のものが多く、また、ホームは、「なんとなく楽しい」、「安心して楽しめる」、「自然に足がむく」などの理由（35％）で利用されているもの（浜松市）や「サークル活動やいろんなおけいこごとをするによい」（52％）、「いろいろな施設を利用して遊ぶため」（29％）（京都西陣）など勤労青少年の余暇善用施設としての機能を十分果している。

なお、ホームを利用する勤労青少年は、20才未満の中卒者がほとんどである。（第62表）

ロ その他の余暇利用施設

労働省の42年3月末の調査によると、勤労青少年ホーム以外に、勤労青少年のための余暇善用施設として、地方公共団体、中小企業団体等によって設置運営されている勤労青少年ホーム類似の施設は47施設あった。

これらの施設は、勤労青少年の多い東京（14）、大阪（7）の大都市に集中しており、設置主体は、地方公共団体が31で圧倒的に多く、ついて、中小企業

第62表 勤労青少年ホーム利用状況

1. 年令別

ホー ム 名	総数	15～17才	18～20才	21～24才	25才以上
	%	%	%	%	%
札幌市	100	33.0	49.0	18.0	—
根室市	100	37.0	42.0	21.0	—
大館市	100	15.6	84.4		—
※いわき市平	100	25.0	58.1	16.3	0.6
栃木市	100	23.0	43.3	31.5	2.2
浜松市立	100	43.7	36.7	19.6	—
※京都市西陣	100	15.7	35.4	34.7	13.2
※大阪府立中央	100	8.8	51.4	37.6	2.2
※ク 豊中	100	23.8	46.3	29.8	0.1
※伊丹市	100	39.7	40.8	19.0	0.5
新居浜市	100	34.2	42.2	23.6	—
※北九州市立八幡	100	39.0	45.0	16.0	

2. 学歴別

ホー ム 名	総数	中 卒 者	高 卒 者	大卒者(短大を含む)	その他
	%	%	%	%	%
札幌市	100	66.3	32.8	0.9	—
根室市	100	67.7	27.3	0.6	4.4
浜松市立	100	72.4	26.3	1.3	—
※大阪府立中央	100	39.0	56.8	4.2	—
※ク 豊中	100	45.6	51.9	2.5	—

資料出所 労働省婦人少年局調べ

注 ※印は、ホームを利用した者の実数であり、※印のないものは、ホームに利用者として登録された者の数である。

団体、その他の団体、個人の順になっている。設立年度は、35年以前のものが13であり、大部分はここ数年の間に設立されている。

なお、勤労青少年のための余暇利用施設として、勤労青少年ホーム以外に、余暇を活用して、青少年みずからが積極的な活動を行ない健全に成長することを目的とした施設として、青年の家、国民宿舎等がある。

(3) 産業カウンセリング制度の普及

労働省が、41年1月に行なった「中小企業における年少労働者の成長促進に

関する調査」によると、「職場内外の生活において悩みごとがあって誰かに相談したいと思った」者が57.9%あり、さらに全体の51.7%の者が、「悩みごとのために特別の相談係がほしい」と答えている。

このように、心身ともに成長の過程にある年少労働にとっては、職場に適応していく過程において種々の悩みごとが生じてくる。この悩みについて、個別的に相談に応じ、広範な視野から解決の援助をなすことが大切である。

産業カウンセリング制度は、専門的技法を習得しているカウンセラーによって年少労働者個々人の当面している具体的な悩み、不満等に対し、自主的な解決をすることに援助を与える制度である。このことは、もとより年少労働者自身の成長のみならず、企業にとっても、職場の人間関係を明るくし、仕事の能率を高め、職場に適応させる上からいっても望ましいことである。

労働省では、主として、職場適応上特に問題がある中小企業を対象に、制度の導入促進を図るため、39年度より全国各地において「産業カウンセリング普及懇談会」を開催し、企業またはその団体に、専任あるいは兼任のカウンセラーを設置するよう勧奨するとともに、東京、大阪において主として中小企業団体の役員や企業における相談業務担当者等を対象として「産業カウンセラー養成講習会」を開催し、制度の普及導入を図ってきた。

また、上記養成講習会修了者の資質の向上をはかるため、都道府県または地区単位に産業カウンセリング業務担当者が、自主的に設置している研究会等に対して講師の紹介等必要な援助を行なっている。41年度には、さらに「産業カウンセリング手引書」を作成し、養成講習会修了者等に配付した。

このような行政指導を背景として、労働省が41年10月に行なった「産業カウンセリング制度普及状況調査」によると、カウンセリング制度・施設を有する企業は171あった。カウンセリング制度を有している企業は多いとはいえないが、しかし、正式な制度はもたないが、実質的にカウンセリングを行なっている企業が527もあり、この両者をあわせると回答企業総数のほぼ半数の企業において、何らかのカウンセリング制度を有しているものといえる。

また、カウンセリング制度を正式にもっている企業のうち、制度の内容について詳しい回答が得られた132社について、カウンセラー制度の内容をみると、相談担当者、相談員、相談係、相談役等いわゆるカウンセラーと称されるものが371人おり、このうち専任のカウンセラー（企業内でカウンセリングだけを専ら担当しているもの）が118人、兼任のカウンセラー（企業内で兼職を有するもの）が253人となっている。

なお、相談室は、25才未満の者の利用が多く、また、相談内容は、職場の間

第63表 産業カウンセリング制度の導入状況

(41年10月)

() 内は%

制度の有無別	総 計	調査対象A (500 人以上)				調査対象B(注2) (500人未満)
		500人未満 (注1)	500～999人	1,000～1,999人	2,000人以上	
制度・施設をもっている	171 (12)	20 (8)	48 (9)	28 (9)	55 (20)	20 (22)
正式な制度・施設はないが相談を担当する役職をきめてあり実質的には行なっている	527 (36)	87 (29)	187 (35)	121 (38)	88 (32)	44 (48)
なにもない	764 (52)	139 (63)	295 (56)	168 (53)	135 (48)	27 (30)
計	1,462 (100)	246 (100)	530 (100)	317 (100)	278 (100)	91 (100)

資料出所 労働省「産業カウンセリング制度普及状況調査」

(注1) 調査対象Aは、総理府統計局編集の会社企業名鑑40年版(38年の事業所統計調査)による従業員規模500人以上の企業であるが、その後、従業員数の増減のあった企業が多く、500人未満となったものが246社あった。この246社の平均従業員数は382人である。

(注2) 調査対象Bは、労働省主催の産業カウンセラー養成講習会に参加した企業だけであるため、他にくらべて制度の普及率が高い。この91社の平均従業員数は148人である。

(注3) 回答企業数 1,462社

題よりも個人的な問題が多く、132企業のうち、98社（74％）が、比較的利用されているものとみられた。（第63表）

（4）働く年少者の保護運動

労働省は、年少労働者の保護福祉をはかるための啓蒙活動として、22年以来毎年11月1日から10日までを啓蒙運動期間とし、「働く年少者の保護運動」を全国的に展開している。

41年の第20回保護運動は、「働く年少者の伸びようとする芽を育てよう」というスローガンをたて、働く年少者の成長を阻害する問題を検討し、働く年少者がそれぞれの適性、能力に応じて成長していくよう諸条件の整備をはかることを目標とした。

そして、この目標達成のために、(ア)労働条件の改善整備、(イ)教育訓練機会の拡充と相談制度の導入・充実、(ウ)余暇善用の場の整備拡充の三項目について、この中のいずれかを地域の状況に応じ重点としてとりあげ、積極的に実効をあげる活動を行なうよう啓発した。

働く年少者の保護大会は、各都道府県において開催され（参加者延1万3千人）、席上、働く年少者の生活文に対する労働大臣賞ならびに各種地方賞の授与が行なわれた。このほか、中小企業の使用者と年少労働者福祉員の研究会、勤労青少年団体の懇談会等地方の実情に応じ、記念講演、学習会等の行事が行なわれた。

（5）その他

勤労青少年の福祉の増進を図るため、41年度から、帰郷勤労青少年に対する国鉄旅客運賃の割引制度が実施された。この制度は、労働基準法の適用事業場に雇用されている15才以上20才未満の勤労青少年が、盆（7月10日～8月20日）および年末年始（12月15日～翌年1月25日）に帰郷するため、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路および自動車を片道100キロメートルをこえて乗車船する場合に、2等の普通乗車券を2割引として利用させるものである。

この割引制度は、15才以上20才未満の家事使用人についても適用されること

となっており、41年度中に、本制度を利用した勤労青少年および家事使用人は10万1千人であった。

7 勤労少年の非行

最近、新規学卒者の大都市およびこれら都市周辺地域への集中化、若年労働力の売手市場化に伴う離転職の増加、商業レジャー施設の増加、健全な福祉施設の不足等の社会状況を背景として、20才未満の勤労少年の非行化が後をたたず、社会問題となりつつある。

とくに、心身ともに成長期の過程にある新規学卒就職者が、職場の不適應等から福祉上好ましくない商業施設に出入りし、有害環境にそまり、家出、離転職をくり返す過程に、次第に非行化していくということである。

(注) 非行少年とは、一般的には、犯罪少年(14～19才未満で罪を犯した少年)、触法少年(14才未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、ぐ犯少年(一定の事由があって、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある20才未満の少年)(少年法第3条1項)を指している。

(1) 勤労少年の犯罪

昭和41年中に警察に検挙・補導された刑法犯少年は、触法少年3万4,014人、犯罪少年19万2,189人計22万6,203人である。これを前年に比較すると、触法少年は1万81人の減少、犯罪少年は1,325人の増加で、総数では、8,756人(3.7%)の減少となっている。

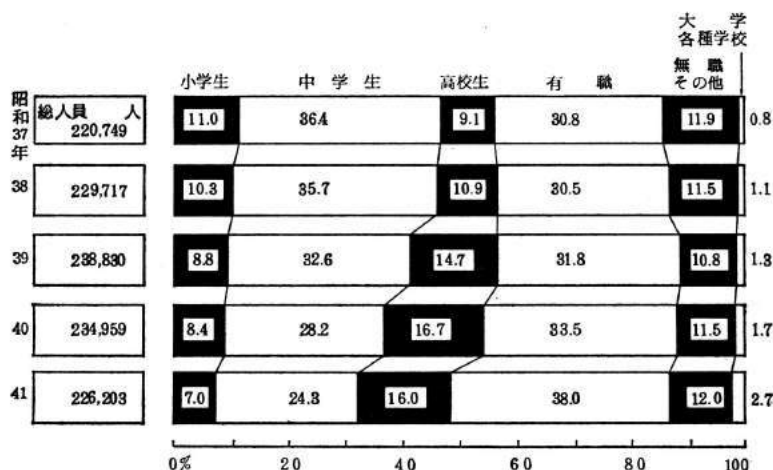
この刑法犯少年のうち、勤労少年(有職少年及び無職少年「以下同じ。」)についてみると、41年は11万3,266人で刑法犯少年総数の50.0%を占めており、いわゆる非行少年の2人に1人は勤労少年であるといえる。犯罪勤労少年の犯罪少年中に占める割合をみると、38年は42.0%であったものが、39年42.6%、40年45.0%、41年は50.0%と前年より5ポイントも増加しており、最近、勤労少年の占める割合の度合が高くなってきている。

37年以降の5年間における犯罪少年の在学籍・有職・無職別の割合をみると、

39年までは、中学生の占める割合が最も高かったが、40年以降は、有職少年の占める割合が最も高くなってきている。全体としては、中学生の占める割合が減少し、有職少年および高校生の占める割合が増加の傾向を示している。

(第11図)

第11図 刑法犯少年総数（触法少年を含む）の在学籍・有職・無職別割合の推移



資料出所 警察庁調べ

しかし、刑法犯少年数は、少年人口の増減によって影響をうけるので、その動向を、主な在学籍等別に人口1,000人あたりでみると、41年は、小学生3.2人、中学生9.9人、高校生8.1人、有職少年20.0人と、有職少年が最も高く、有職少年は、中学生および高校生をあわせた18.0人よりも高くなっており、有職非行少年の増加がめだっている。(第64表)

また、勤労犯罪少年のうち、有職少年は8万6,047人で前年よりも9.3% (7,299人) も増加している。最近の推移を32年を100とした指数でみると、41年度152と逐年増加の傾向にある。(第12図)

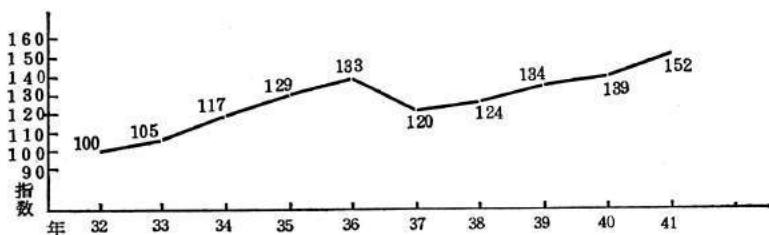
つぎに、刑法犯少年の在学籍等別の推移を交通による業務上過失致死傷を除く主要刑法犯 (凶悪犯, 粗暴犯, 窃盗, その他刑法犯) について31年の数を100

第64表 刑法犯少年総数（触法少年を含む）の主な在学籍・有職別人口比の推移

年 度	小 学 生		中 学 生		高 校 生		有 職 少 年	
	人 員	人口比	人 員	人口比	人 員	人口比	人 員	人口比
37	24,213	4.1	80,431	11.0	20,081	7.1	67,987	16.2
38	23,701	4.3	82,065	11.8	25,043	7.3	70,192	17.5
39	21,058	4.0	77,776	12.0	35,067	8.4	76,033	20.2
40	19,782	3.9	66,449	11.2	39,242	8.6	78,748	20.4
41	15,777	3.2	55,077	9.9	36,151	8.1	86,047	20.0

- 資料出所 1. 小学生については、4学年～6学年の在籍人口（文部省調べ）による。
 2. 中学生・高校生人口については、文部省「学校基本調査」による。
 3. 有職少年については、総理府「労働力調査」の15～19才の就業者数による。

第12図 有職少年の刑法犯総数の推移



	昭和32年	33	34	35	36	37	38	39	40	41
人 員	56,446人	59,768	66,558	73,361	75,218	67,997	70,192	76,033	78,748	86,047

資料出所 警察庁調べ

とした指数でみると、40年までは、高校生およびその他の学生生徒が増加し、中学生および小学生が減少し、勤労少年は横ばいの傾向にあったが、41年には小学生、中学生および高校生が減少し、その他の学生が増加し、勤労少年は漸増している。（第13図）

さらに、刑法犯有職少年を罪種別にみると、道路交通に伴う業務上過失致死傷が最も多く、全体の38.7%を占め、ついで窃盗（29.9%）、粗暴犯（21.7%）凶悪犯（4.0%）、知能犯、風俗犯の順となっている。（第14図）

第13図 主要刑法犯少年（触法少年を含む）の在学籍等別の推移

(人)

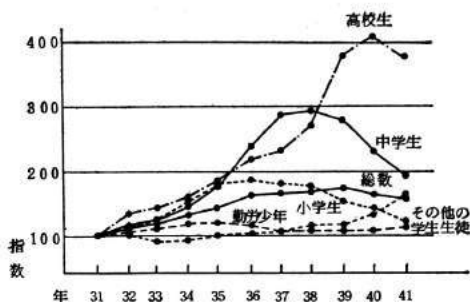
学籍等別 年次	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41
総 数	114,528 (100)	128,699 (112)	136,126 (119)	152,838 (133)	167,172 (146)	185,140 (162)	189,301 (165)	193,048 (169)	195,271 (171)	184,935 (161)	172,255 (150)
小 学 生	12,368 (100)	14,038 (114)	15,430 (125)	19,238 (156)	22,453 (182)	23,234 (188)	22,301 (180)	21,717 (176)	18,944 (153)	17,556 (142)	14,335 (116)
中 学 生	26,667 (100)	30,972 (116)	33,210 (125)	40,122 (150)	47,589 (178)	64,710 (243)	77,513 (291)	79,014 (296)	74,581 (280)	63,380 (238)	52,492 (197)
高 校 生	7,377 (100)	10,256 (139)	10,702 (145)	11,880 (161)	14,165 (192)	16,363 (222)	16,979 (230)	20,799 (282)	27,266 (379)	29,833 (404)	27,266 (371)
その他の 学生生徒	2,322 (100)	2,462 (106)	2,082 (90)	2,192 (94)	2,339 (101)	2,361 (102)	2,443 (105)	2,638 (114)	2,736 (118)	3,140 (135)	3,900 (168)
勤労少年	65,794 (100)	70,971 (108)	74,702 (114)	79,406 (121)	80,626 (123)	78,472 (119)	70,065 (106)	68,880 (105)	71,044 (108)	71,026 (108)	74,162 (113)

資料出所 警察庁調べ

注 1. () 内は、昭和31年を100とした指数である。

2. 主要刑法犯とは、交通による業務上過失致死死傷を除く刑法犯をいう。

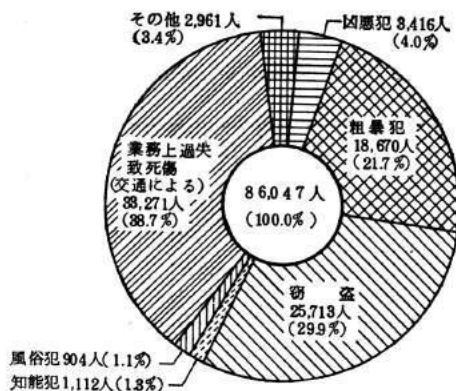
第13図 主要刑法犯少年（触法少年を含む）の在学籍等別の推移



資料出所 警察庁調べ

第14図 有職少年の刑法犯総数の罪種別構成

(昭和41年)



資料出所 警察庁調べ

主な罪種の状況を見ると、粗暴犯は1万8,670人で、前年より2.9%増加しており、罪種別では傷害が最も多く全体の48.6%を占め、以下暴行、恐かつ、脅迫の順となっている。これを前年にくらべると、暴行および傷害は増加しているが、脅迫および恐かつは減少している。また、凶悪犯をみると、3,416人で前

年より5%増加している。罪種別では、強姦が最も多く全体の68.6%を占め、ついで強盗、殺人、放火の順となっており、放火を除き各罪種とも前年より増加している。(第65表)

第65表 有職少年の粗暴犯の罪種別構成員

年	計	暴行	傷害	脅迫	恐かつ
40年	18,136人	5,402	8,213	520	4,001
	100.0%	29.8	45.3	2.9	22.1
41	18,670人	5,630	9,076	484	3,480
	100.0%	30.2	48.6	2.6	18.6
増減	+534人	+228	+863	-36	-521

資料出所 警察庁調べ

なお、有職少年と学生・生徒の犯した罪種を比較すると、有職少年は、学生・生徒にくらべて、過失致死傷を犯す者の割合が多く、窃盗を犯す者の割合が少ない。また、傷害や強かんの割合もやや高い。(第66表)

第66表 罪名別有職少年と学生・生徒の比較 (昭和40年)
(人)

	窃盗	詐欺	横領	傷害	暴行	脅迫	恐かつ	強かん
有職少年 (%)	24,496 (28.7)	627 (0.7)	419 (0.5)	7,812 (9.1)	3,686 (4.3)	238 (0.3)	4,243 (5.0)	2,376 (2.8)
学生・生徒 (%)	48,055 (57.3)	204 (0.2)	262 (0.3)	4,542 (5.4)	3,465 (4.1)	137 (0.2)	4,636 (5.5)	1,198 (1.4)

	わいせつ	強盗	殺人	放火	過失致死傷	その他 刑法犯	特別法犯	合計
有職少年 (%)	586 (0.7)	691 (0.8)	190 (0.2)	33 (0.0)	27,214 (31.8)	2,764 (3.2)	10,106 (11.8)	85,481 (100.0)
学生・生徒 (%)	636 (0.8)	319 (0.4)	31 (0.0)	60 (0.1)	8,015 (9.6)	3,141 (3.7)	9,110 (10.9)	83,811 (100.0)

資料出所 法務省「司法統計年報」

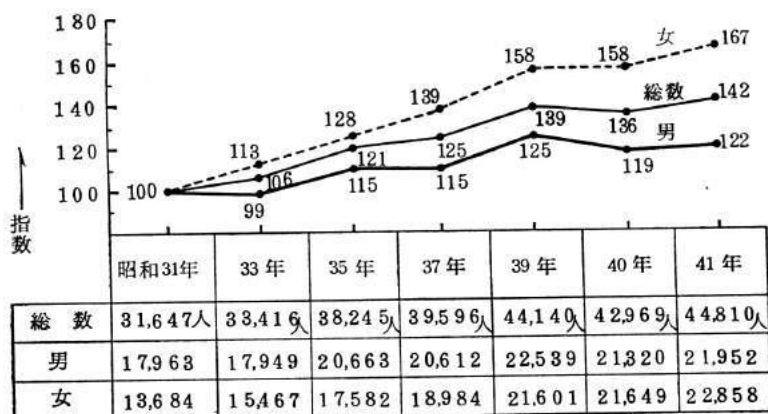
(2) 勤労少年の家出

イ 家出少年の概要

41年に警察が捜索願を受理した家出少年は、4万4,810人（家出少年として保護された者は60,311人）で、いいかえると、1日に全国で123人家出していることになる。そのうち、18才未満の少年は3万70人おり、総数の67.1%を占めている。

家出少年は、毎年増加の傾向にあり、31年を100とした指数でみると、41年は142とかなり高くなっている。（第15図）

第15図 捜索願出家出少年男女別推移



資料出所 警察庁調べ

少年の家出は、非行と密接な関係があるばかりでなく、犯罪の被害者となることが多い。41年に、ぐ犯・不良行為少年として警察に補導された家出少年は3万2,963人で、これを学職別にみると、勤労少年が56%を占め、学生・生徒は44%であった。勤労少年のうちでは、かつて労働者として働

第67表 ぐ犯・不良行為少年として補導された家出少年の状況

	総 数	生 徒・学 生				勤 労 少 年				
		計	小・中学	高・大学	その他	計	従業員	自由業等	その他有職者	無 職
人 員	38,963人	17,144	11,018	5,614	512	21,819	4,220	784	4,333	12,482
割 合	100.0%	44.0	28.3	14.0	1.3	56.0	10.8	2.0	11.1	32.0

資料出所 警察庁調べ

いていたが、現在は就労しないでぶらぶらしている無職者が32%もいたことが注目された。(67表)

ロ 家出少年の実態

警察庁が、41年5月1日から1カ月間7大都市県（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）において行なった家出少年早期発見補導によると、当該期間中に2,927人の家出少年を発見保護している。このうち、警察に捜索願が提出されているものは27.4%にすぎず、従って全国における41年の家出少年の実数は、約12万人になるものと推定される。

発見保護された者を在学職別にみると、有職少年の離職家出がめだっており、35.0%を占めており、これに無職少年（32.0%）を加えると家出少年の67%は勤労少年であることになる。(第68表)

第68表 家出少年の在学籍等別状況

(昭和41年)

区 分	総 数	小学生	中学生	高校生	各種学校生	有 職	無 職
総 数	2,927人 (100.0)	128 (4.4)	410 (14.0)	359 (12.3)	61 (2.1)	1,024 (350)	945 (32.0)
男	1,888人	105	292	228	36	652	575
女	1,039人	23	118	131	25	372	370

資料出所 警察庁調べ

註 () 内は構成比である

また、発見保護された者の補導歴をみると、補導歴のない者69.0%、補導歴のある者31.0%となっている。補導歴のある者について補導歴をみると、補導歴1回12.4%、2回7.4%、3回以上11.2%となっており、3回以上の補導歴のある者が11.2%もあることは、非行少年と家出との間に密接な関係のあることを示唆している。

(3) 年少労働者の離転職と非行化

このように犯罪少年または家出少年中に占める有職少年および無職少年の割合は大きいが、ここで注目したいのは、これら少年と離職または転職との関係である。

法務省矯正局の調査によると、41年11月現在で、全国の少年院に収容されている職業経験のある犯罪少年のうち、就職後、犯罪を犯すに至った者の81.3%は2回以上の転職経験があり、犯罪を犯した後で就職した者の76.2%についても、2回以上の転職経験がみられている。

また、最高裁判所の「司法統計年報」によると、40年に全国の家庭裁判所で取り扱った一般保護少年（犯罪少年、触法少年及びびく犯少年の一部）のなかに、転職経験が3回以上ある者が全体の15.9%を占めており、これは前年より1.4ポイント増加している。（第69表）

第69表 家庭裁判所における一般保護事件取扱少年の前処分回数別・転職有無別状況
(39年～40年)

年		総 数		前処分なし		前 処 分 あ り								
		人 員	比率	人 員	比率	総 数		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
						人員	比率							
総 数	39	人	%	人	%	人	%	%	%	%	%	%	%	
	40													
職 転	あり	39	28,165	100.0	12,230	43.4	15,935	100.0	43.2	26.2	15.4	7.9	3.8	3.5
		40	32,054	100.0	13,862	43.2	18,192	100.0	43.3	26.4	15.4	7.6	3.7	3.6
	なし	39	124,053	100.0	100,121	80.7	23,932	100.0	66.0	20.3	7.9	3.3	1.4	1.1
		40	131,716	100.0	107,164	81.4	24,552	100.0	67.7	20.0	7.1	2.8	1.3	1.1
	不詳	39	42,051		36,390		5,661							
		40	38,388		33,196		5,192							

資料出所 最高裁判所「司法統計年報」

注1 「転職あり」は、過去3回以上の転職があった者をいう。

2 「転職なし」は、転職0～2回の者をいう。

3 一般保護事件には、道路交通法違反事件は除く。

つぎに、法務総合研究所が、41年10月1日から42年3月31日までの間に、全国地方検察庁および家庭裁判所に対応する地方検察庁支部において受理した少年事件を対象とした「法務省特別調査」によって転職の有無をみると、転職の経験のある者は、全体の61.4%となっている。これを転職と罪種との関係でみると、転職経験のある犯罪少年は、転職経験のない者にくらべて、窃盗、強盗、

詐欺、傷害、恐かつ、殺人、暴力行為、売春防止法違反などの犯罪を犯した者の割合が高く、逆に、暴行、脅迫、強かん、わいせつ、銃砲刀剣類所持取締法違反等の割合が低い。(第70表)

第70表 検察庁・家庭裁判所の受理少年事件の転職有無別罪種

罪種	転職	あり なし 計			罪種	転職	あり なし 計		
		あり	なし	計			あり	なし	計
窃	盗	1,097 (48.5)	663 (46.7)	1,760 (47.8)	わ い せ つ		13 (0.6)	28 (2.0)	40 (1.1)
強	盗	53 (2.3)	20 (1.4)	73 (2.0)	殺 人		16 (0.7)	7 (0.5)	23 (0.6)
詐	欺	50 (2.2)	15 (1.1)	65 (1.8)	暴 力 行 為		82 (3.6)	43 (3.0)	125 (3.4)
横	領	12 (0.5)	7 (0.5)	19 (0.5)	その他の刑法犯		85 (3.8)	51 (3.6)	136 (3.7)
傷	害	357 (15.8)	220 (15.5)	577 (15.7)	銃 砲 刀 剣		92 (4.1)	68 (4.8)	160 (4.3)
暴	行	106 (4.7)	104 (7.3)	210 (5.7)	売 春 防 止 法		14 (0.6)	—	14 (0.4)
脅	迫	7 (0.3)	8 (0.6)	15 (0.4)	その他の特別法犯		34 (1.5)	36 (2.5)	70 (1.9)
恐 か つ		184 (8.1)	88 (6.2)	272 (7.4)	計		2,260 (100.0)	1,419 (100.0)	3,679 (100.0)
強 か ん		58 (2.6)	61 (4.3)	119 (3.2)	転職の有無の割合		61.4	38.6	100.0

資料出所 法務省特別調査

注1. 非該当および不明を除く

2. () 内は%である。

つぎに、家出少年と離転職との関係について警察庁の41年5月に行なった7大都府県における家出少年早期発見補導によると、発見保護した就職経験家出少年のうち転職の経験のあるものは41.3%であった。すなわち、転職1回のも

第71表 家出少年の就職方法別転職回数

	総 数	転職経験なし (就職1回)	転 職 の 経 験 あ り		
			1 回	2 回	3 回以上
計	100.0%	58.7%	21.1%	10.5%	9.7%
集団就職	100.0	60.2	21.3	9.8	8.7
個人就職	100.0	58.4	21.0	10.6	9.9

資料出所 警察庁調べ

の21.1%，2回のもの10.5%，3回以上のもの9.7%であった。また，就職方法別にみると，個人就職の場合は，集団就職したものよりは転職回数が若干高くなっている。（第71表）

附 表

第1表 就業状態別15才以上人口の推移

第2表 勤労青少年ホーム設置一覧

第1表 就 業 状 態 別 15 才

区 分	昭 和 37 年			昭 和 38 年		
	計	男	女	計	男	女
15才以上の人口	6,821	3,300	3,521	6,938	3,358	3,581
労働力人口	4,648	2,765	1,883	4,652	2,791	1,862
{ 総 数	4,614	2,747	1,868	4,613	2,772	1,841
{ 就業者	985	731	254	981	721	260
{ 自営業主	1,086	283	803	1,050	281	769
{ 家族従業者	2,541	1,731	810	2,578	1,767	811
{ 雇 用 者	34	18	16	40	19	21
{ 完 全 失 業 者	2,170	532	1,637	2,287	566	1,717
非労働力人口	931	473	459	967	491	477
15才～19才人口	395	200	176	408	208	200
労働力人口	392	197	194	402	206	197
{ 総 数	2	1	1	3	2	1
{ 就業者	75	45	31	85	50	35
{ 自営業主	314	151	162	314	154	160
{ 家族従業者	4	2	2	6	3	3
{ 雇 用 者	536	273	263	560	283	278
{ 完 全 失 業 者						
非労働力人口						

資料出所 総理府「労働力調査」

注1. 昭和37年は11月分

2. 昭和38年～41年は年平均

以 上 人 口 の 推 移

(単位 万人)

昭 和 39 年			昭 和 40 年			昭 和 41 年		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
7,122	3,447	3,675	7,287	3,529	3,758	7,432	3,602	3,831
4,710	2,831	1,878	4,787	2,884	1,903	4,891	2,942	1,949
4,673	2,814	1,859	4,748	2,865	1,883	4,847	2,921	1,926
995	716	259	968	704	265	977	702	275
1,025	262	764	992	248	744	964	243	722
2,669	1,834	835	2,783	1,911	873	2,902	1,973	929
37	17	20	39	18	21	44	21	23
2,408	614	1,794	2,497	644	1,853	2,537	658	1,880
1,022	521	503	1,086	553	533	1,148	585	563
382	194	188	392	201	191	436	222	214
377	192	186	386	198	188	430	219	211
3	1	1	3	2	1	3	1	1
78	45	34	74	44	30	81	50	31
276	145	151	309	152	157	347	168	179
5	3	2	6	3	4	5	2	3
64	326	315	695	352	342	713	363	349

第2表 勤労青少年ホーム設置一覧

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
北海道	札幌市勤労青少年ホーム	札幌市	昭和38	札幌市南4条
	滝川市	滝川市	41	滝川市字本町268
	根室市	根室市	〃	根室市弥生町2丁目5
	帯広市	帯広市	〃	帯広市西7条南8丁目1
	旭川市	旭川市	42	旭川市常磐公園地内
	小樽市	小樽市	〃	小樽市緑町1丁目23の4
	室蘭市	室蘭市	〃	室蘭市東町1丁目20の1
青 森	八戸市	八戸市	39	八戸市沼館
	青森市	青森市	41	青森市浦町字野脇
宮 城	仙台市	仙台市	39	仙台市東2番町
秋 田	秋田県能代	秋田県	36	能代市青葉町5の37
	大館市	大館市	40	大館市三の丸
	横手市	横手市	41	横手市下根岸町28
	湯沢市	湯沢市	42	湯沢市字内廓町46の2
福 島	いわき市平	いわき市	39	いわき市平谷川瀬
茨 城	古河市	古河市	40	古河市八幡町74
	水戸市	水戸市	41	水戸市梅香1丁目2の20
	勝田市	勝田市	42	勝田市中央町14番
栃 木	栃木市	栃木市	40	栃木市栃木城内
	鹿沼市	鹿沼市	41	鹿沼市千手町2609
	足利市	足利市	41	足利市東砂原後町1068
群 馬	高崎市	高崎市	42	高崎市並榎町123
	桐生市	桐生市	42	桐生市織姫1041の1
埼 玉	川口市	川口市	37	川口市本町
	埼玉県	埼玉県	42	大宮市高鼻町2丁目425
千 葉	千葉県	千葉県	37	千葉市都町
	船橋市	船橋市	40	船橋市夏見町
	茂原市	茂原市	41	茂原市千代田町2丁目8の12
新 潟	長岡市	長岡市	39	長岡市今朝白町
	新潟市	新潟市	40	新潟市古町通り
	高田市立	高田市	41	高田市本城町51番地の5
	三条市	三条市	41	三条市大字三条字ワ号389

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
新 潟	十日町市勤労青少年ホーム	十日町市	昭和42	十日町市辰甲815の1
富 山	富山市	富山市	38	富山市牛島町
	高岡市	高岡市	40	高岡市御馬出町
石 川	小松市立	小松市	39	小松市御宮町
	金沢市	金沢市	41	金沢市本多町3丁目51
福 井	福井市	福井市	39	福井市左内町
長 野	長野県上田	長野県	40	上田市大字上田
岐 阜	羽島市	羽島市	37	羽島市竹鼻町
	多治見市	多治見市	42	多治見市上町4丁目21, 22番
静 岡	浜松市立	浜松市	38	浜松市亀山町
	富士	静岡県	41	富士市石坂字中林456
	清水市	清水市	41	清水市入江984番地
	沼津市立	沼津市	42	沼津市上香貫御幸町92
愛 知	愛知県	愛知県	32	名古屋市西区天神山町
	豊橋市	豊橋市	41	豊橋市鍵田町55
	西尾市	西尾市	42	西尾市鶴ヶ崎町6番2
三 重	三重県	三重県	38	松阪市殿町
滋 賀	大津市	大津市	41	大津市打出浜13番22号
京 都	京都市西陣	京都市	36	京都市北区紫野
	京都市南	京都市	42	京都市南区西九条南田町72
大 阪	大阪府立中央	大阪府	34	大阪市東区石町
	大阪市立	大阪府	35	大阪市東区安土町
	大阪府立豊中	大阪府	40	豊中市松塚本通
	大阪府立阿倍野	大阪府	42	大阪市阿倍野区文の里1の11
兵 庫	姫路市	姫路市	39	姫路市西延末
	伊丹市	伊丹市	40	伊丹市大鹿角入り
	尼崎市	尼崎市	41	尼崎市尾浜ドンD299
	高砂市	高砂市	41	高砂市高砂町朝日町1
和歌山	和歌山市	和歌山市	42	和歌山市寄合町18番地先
	海南市	海南市	42	海南市日方1290

県 名	ホ ー ム の 名 称	設置主体	設置年度	所 在 地
島 根	出雲市勤労青少年ホーム	出雲市	42	出雲市今市町北本町 1 丁目7の1
岡 山	井原市 ♪	井原市	40	井原市井原町3619
徳 島	徳島市 ♪	徳島市	42	徳島市福島 1 丁目493
愛 媛	新居浜市 ♪	新居浜市	39	新居浜市金子
福 岡	北九州市八幡 ♪	北九州市	35	北九州市八幡区油田町
	北九州市小倉 ♪	北九州市	37	北九州市小倉区田町
宮 崎	延岡市 ♪	延岡市	40	延岡市野地町

昭和 42.10.25日 印 刷

昭和 42.11. 1日 発 行

— 1967年 —

年 少 労 働 の 現 状

年少労働一般資料第26集

発行所 東京都千代田区大手町1の7

労 働 省 婦 人 少 年 局

印刷所 信 毎 書 籍 印 刷 株 式 会 社



GAa1/1

労働省婦人少年局

女性と仕事の未来館



00738507

